

# 2017年度普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

## はじめに

本稿は2017年7月26日に閣議決定された「平成29年度普通交付税大綱」について、その後入手した関係資料とともに算定結果を検証するものである。

「経済財政運営と改革の基本方針2015」で明記された一般財源総額確保の期間のもとで、財源保障枠全体では顕著な変動要因はなかったものの、いわゆるトップランナー方式の追加や県費負担教職員の給与負担事務の政令市移譲など、個別算定ではいくつかの注目点があった。

まず、今年度算定の特徴を述べた上で、算定結果の概況を解説する。さらに基準財政需要額に焦点を当て算定構造について詳細な分析を加え、今後の普通交付税算定を展望する。

## 1. 2017年度算定の特徴

### (1) トップランナー方式（2年目、新規追加）

トップランナー方式（以下「ト」方式と呼ぶ）とは「経済財政運営と改革の基本方針2015」を受けて、地方行政サービス改革推進の対象23業務について、業務委託や指定管理制度などの業務効率化による経費水準を普通交付税算定（以下「交付税算定」と呼ぶ）に反映するものである。

2017年度現在の導入状況は以下の通りである。

- 経済財政諮問会議では業務効率化の先進自治体をモデルとした交付税算定が提案されていたが、実際の対象業務はすでに民間委託などの実施率が高いものが大半である
- 2016年度は学校用務員事務や本庁舎清掃などの16業務が対象となり、2017年度

は青少年教育施設管理と公立大学運営の2業務が追加された。残り5業務のうち図書館、博物館公民館、児童館・児童遊園管理の4業務については導入が見送られた

- 残りの窓口業務の独立行政法人化については、改正地方独立行政法人法の2018年4月1日施行にともない、今後の進展状況などを踏まえつつ導入が予定されている

また、具体的な算定方法は以下の通りである。

- 基準財政需要額（以下「需要額」と呼ぶ）のうち対象業務が算定されている項目の単位費用の算定基礎となる標準団体事業費を見直す
- 第一段階として従来、対象業務の経費区分を給与費から委託料等に移行させる
- 第二段階として委託料等に移した経費水準について民間委託等を反映して3～5年にわたり段階的に引き下げる
- 市町村分については民間委託等が困難な小規模自治体などの状況を踏まえ、その他の教育費や包括算定経費の段階補正を拡充する
- 対象業務のうち道府県分の公園管理（その他の土木費）、体育館等の運営管理（その他の教育費）。市町村分の公園管理（公園費）、学校給食（小・中学校費）、一般ごみ収集（清掃費）については経費区分の移行だけにとどめ、経費水準は据え置く

## （2） 基準財政収入額の算定（2年目）

基準財政収入額（以下「収入額」と呼ぶ）は標準的な税収見通しの75%（一部は100%）を算入するが、その際に税目ごとに標準的な徴収率を反映させており、たとえば個人住民税所得割では従来98%が設定されてきた。

2016年度より、徴収率の高い上位3分の1を標準とし、5年間にわたり段階的に引き上げることとし、2017年度はその2年目となった。

### (3) 歳出特別枠等<sup>(1)</sup> 関連 — 地域経済・雇用対策費の縮小

2009年度のリーマンショックの地財対策以来、地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）に臨時的かつ包括的な経費が計上され、2012年度から「地域経済基盤強化・雇用等対策費」という名称で今日にいたった。

交付税算定ではこれを臨時的経費項目である「地域経済・雇用対策費」と既存の単位費用に反映させてきた。

しかし、財務省や経済財政諮問会議などでリーマンショック対策の「危機」から「平常」モードへの回帰が求められ、2014年度以降段階的に縮小させており、2017年度は地財計画ベースで前年度の4,450億円から1,950億円となった。

総額のピークとなった2013年度以降の算定の概算は図表1の通りである。

2017年度は地域経済・雇用対策費で1,300億円（道府県570億円、市町村730億円）、既存項目の単位費用への算入650億円（道府県330億円、市町村320億円）である。

既存項目への単位費用への算入については、道府県、市町村のいずれにおいても複数の項目に反映されている。具体的な見直し方法は不明であるが、単位費用への算入額の削減や算入自体が廃止されたものとみられ、いずれにしても単位費用の減少要因となっている。

図表1 地域経済基盤強化・雇用等対策費の交付税算定の推移

	(億円)				
	2013	2014	2015	2016	2017
地域経済・雇用対策費	7,400	5,900	4,400	2,300	1,300
うち道府県	3,300	2,925	1,925	1,000	570
うち市町村	4,100	2,975	2,475	1,300	730
既存項目の単位費用への算入	7,550	6,050	4,050	2,150	650
うち道府県	3,170	2,795	2,045	1,100	330
うち市町村	4,380	3,255	2,005	1,050	320
(参考) 地域経済基盤強化・雇用等対策費(地財計画)	14,950	11,950	8,450	4,450	1,950

(資料) 各年度の「地方財政」(地方財務協会)5月号より作成

(1) 総務省の関連資料ではリーマンショック対策で講じられてきた包括的経費項目を「歳出特別枠」と呼んでいるが、本稿では地財計画の「地域経済基盤強化・雇用等対策費」「まち・ひと・しごと創生事業費」および交付税算定における「地域経済・雇用対策費」「人口減少等特別対策事業費」「地域の元気創造事業費」を、政策的に創設された包括的かつ臨時的経費として共通した性格であることから「歳出特別枠等」と呼ぶ

ただし、地財計画ベースでは地域経済基盤強化・雇用等対策費の削減分を公共施設等の維持補修費や一億総活躍プランの経費に振り替えており、交付税算定においても、関連する項目に反映されていることから、実質的な影響は相殺されている。

#### (4) 歳出特別枠等関連 — 人口減少等特別対策事業費・地域の元気創造事業費の算定方法の見直し

安倍政権の「地方創生」を受けて、2015年度から地財計画に「まち・ひと・しごと創造事業費」1兆円が計上され、交付税算定では「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円）「地域の元気創造事業費」（4,000億円のうち100億円は特別交付税措置）として反映されている。

人口減少等特別対策事業費では地方創生の「取組の必要度」と「取組の成果」、地域の元気創造事業費では「行革努力」と「地域経済活性化」が、それぞれ補正係数により反映される。

「取組の成果」および「地域経済活性化」については、全国平均との比較で改善度が大きい成果について需要額の割増しが適用されるが、割落としはしない。

政府の改革工程表（2016年12月21日）に沿って、2017年度から取組の成果や地域活性化の算定の比重を3年間にわたり段階的に総額1,000億円程度に増やしていく。

図表2は各項目の算定額の比較である。

人口減少等特別対策事業費の合計で見ると取組の成果が999億円から1,330億円に増加し、増加額では道府県が111億円、市町村が220億円となっている。

図表2 まち・ひと・しごと創造事業費関連の算定の見直し

		2016年度算定		2017年度算定		前年度比の 増加額
		取組の必要度	取組の成果	取組の必要度	取組の成果	
策等人口 事業特別 費減少 対	道府県	1,671	329	1,560	440	111
	市町村	3,330	670	3,110	890	220
	合計	5,001	999	4,670	1,330	331
		行革努力分	地域経済 活性化分	行革努力分	地域経済 活性化分	
事元地 業気城 費創の 造の	道府県	750	225	670	310	85
	市町村	2,250	675	2,000	920	245
	合計	3,000	900	2,670	1,230	330

(資料) 同上

地域の元気創造事業費の合計では地域活性化分が900億円から1,230億円に増加し、増加額では道府県が85億円、市町村が245億円である。

いずれの項目も現状から成果へのシフトにより、算定上の自治体間格差が高まることになるため、一部の成果指標の全国平均との比較については政令市・中核市・施行時特例市、その他の市、町村の基準を別立てで算定している<sup>(2)</sup>。

また、地方創生等の成果が表れにくい条件不利地域については、「取組の成果」「地域経済活性化」の算定に新たに割増補正が加えられた。

このほか、「取組の成果」では地方版総合戦略の目標値に出生率を用いる自治体が多いことから、道府県および市町村算定の「自然増減率」を「出生率」に置き換え、また、「地域経済活性化」では都道府県の地方版総合戦略において観光関連の目標値が多いことから、従来の「延べ宿泊者数」の指標を「日本人延べ宿泊者数・外国人延べ宿泊者数」に分け、補正のウエイトを引き上げている。

なお、算定内容の詳細は**巻末資料**を参照されたい。

#### (5) 市町村の姿の変化に対応した交付税算定

事実上の合併算定替え終了対策である「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」は、いわゆる平成大合併からおおむね10年を迎える2014年度より5年間にわたり、合併による自治体面積の拡大などの状況変化を踏まえ、支所経費の算定充実、人口密度等の補正係数の引き上げ、標準団体の面積の見直しを軸に、段階的に見直しを図るものである。

具体的には「合併時点では想定されていなかった財政需要」<sup>(3)</sup>として消防費、清掃費、地域振興費などの複数の項目で単位費用や補正係数の充実を図っている。

これらの見直しを通じて合併自治体の需要額が6,700億円程度加算される見通しで、合併算定替え終了の影響は大幅に緩和される。

なお、多くの自治体では合併算定替えの段階的な縮小局面に入っているが、この合併算定替え終了対策の需要額算定が、合併算定替えを上回った時点で前者の算定に移行することになる。

2017年度は新たに支所経費の追加分として、旧市町村地域における交通手段確保や

---

(2) 人口減少等特別対策事業費では人口増減率、年少者人口比率。地域の元気創造事業費では従業者数、事業所数に適用されている

(3) 総務省の説明資料の文言

景観保全など「地域振興費」で230億円、学校給食に要する経費を「その他の教育費」の密度補正を通じて90億円、標準団体の面積見直しにともなう経費の充実で「都市計画費」50億円「その他の土木費」30億円「農業行政費」100億円。以上500億円程度が必要額に加算された。

2018年も新たに商工行政費等について標準団体の面積見直しにともなう経費充実が500億円程度予定されている。

以上の算定の見直しは、消防費のように、もっぱら合併自治体を対象とするものと都市計画費のように単位費用自体の見直しを通じて、合併自治体以外にも見直しの効果が及ぶものがある。

公共交通の確保や子どもの貧困問題など、自治体がより積極的に取り組むべき課題が散見されるなかで、合併の有無にかかわらず「市町村の姿の変化に対応した」経費の充実が必要である。

**図表 3** は2014年度から現在にいたる算定見直しの概要である。

## (6) ニッポン一億総活躍プラン

2016年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」は、安倍政権の三本の矢、新三本の矢、働き方改革など、これまでの政策を総花的にまとめあげたものである。

このプランに含まれる新三本の矢（名目GDP600兆円の実現、希望出生率1.8の実現、介護離職ゼロの実現）の一環として、2017年度の地財計画に保育士や介護人材等の処遇改善事業費1,913億円が計上され、その地方負担分961億円が交付税で算定された。

具体的には道府県、市町村の「社会福祉費」「その他の教育費」「高齢者保健福祉費（65歳以上人口）」の単位費用に反映された。道府県については衛生費において介護人材の処遇改善が7億円追加されているが、具体的な反映方法については確認できなかった。

**図表 4** は算定額の詳細である。道府県、市町村別では道府県分が上回っており、各項目の需要額に占める割合では、社会福祉費における保育士・障害福祉人材等の処遇改善および道府県の高齢者保健福祉費における介護人材の処遇改善の加算効果が大きい。

図表3 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

見直し開始年度	対象項目	見直し内容	2017年度累積影響額（合併団体・億円）	最終的な見直し予定額（億円）
2014～16	地域振興費	支所経費の充実	3,398	/
2015～17	消防費	標準団体出張所数の見直し	1,087	
		旧市町村単位に消防署・出張所に要する経費の加算		
		密度補正の充実		
	清掃費	標準団体経費の見直し		
		密度補正の充実		
	地域振興費	離島等の経費割り増し（消防、清掃分）		
2016～18	保健衛生費	標準団体の面積見直し 旧市町村における保健福祉センター運営費等の住民サービス経費加算	733	1,200
	社会福祉費			
	高齢者保健福祉費			
	その他の教育費	標準団体の面積および経費見直し		
	徴税费	公民館・徴税に要する経費の密度補正充実		
	地域振興費	離島等の経費割り増し（保健福祉等分）		
2017～19	地域振興費	支所に要する経費として、旧市町村地域における交通手段の確保、景観保全、荒廃防止等に要する経費	194	230
	その他の教育費	学校給食に要する経費に人口密度に応じた補正を新設		90
	都市計画費	標準団体の面積の見直しにともなう経費の見直し		50
	その他の土木費			30
	農業行政費			100
2018～	商工行政費ほか	標準団体の経費の見直しなど	—	500
合 計			5,412	6,700

（資料） 「地方財政」2017年5月号及び「地方財務」2017年10月号より作成

図表4 一億総活躍プラン関連の算定概要

(億円)

費目	内容	算定額			各需要額に占める割合(試算)	
			道府県分	市町村分	道府県分	市町村分
社会福祉費	保育士・障害福祉人材等の処遇改善	640	340	300	1.9%	1.0%
その他の教育費	保育士(幼稚園教諭)等の処遇改善	34	17	17	0.7%	0.2%
高齢者保健福祉費	介護人材の処遇改善	280	149	131	1.0%	0.6%
衛生費	介護人材の処遇改善	7	7		0.04%	
合計		961	513	448		

(資料) 「地方財政」2017年6月号および「平成29年度版地方交付税等関係計数資料」より作成

(注) 市町村分の需要額は一本算定の金額を用いている

(注) その他の教育費の市町村分の割合は、県費負担教職員給与費の増額分を除いた総額で計算した

#### (7) 県費負担教職員給与負担事務移譲

2014年5月の第4次分権一括法成立にともない、2017年度から道府県の県費負担教職員給与の負担事務が政令市に移譲されることとなり、2018年度以降、政令市がある道府県の個人住民税所得割の標準税率を4%から2%に引き下げ、政令市の税率を6%から8%に引き上げる。

2017年度は経過措置として相当額を「道府県民税所得割臨時交付金」および「分離課税所得割臨時交付金」として道府県から政令市に移譲した。

交付税算定では税源移譲分は100%収入額に算入され、一方の需要額についても100%算入される。

具体的な算定は、道府県の「小学校費」および「中学校費」の単位費用の前提となる標準団体の教職員数から政令市分を控除する一方で、市町村算定の「その他の教育費」において、政令市のみにも適用される普通態容補正Ⅱで割り増す仕組みとなっている。

#### (8) 福祉事務所設置町村の生活保護費の普通交付税算定

町村の生活保護費や児童扶養手当等の需要額は、道府県の生活保護費や社会福祉費において算定され、福祉事務所設置町村については特別交付税で交付した上で、見合いの額を道府県の特別交付税から控除する方法がとられてきた。



近年、設置町村が増加しつつあることを踏まえ、その需要を普通交付税で算定することになった。

地方交付税法の改正により、道府県的生活保護費の測定単位について、町村部人口から福祉事務所設置町村人口を控除する一方、市町村の生活保護費の測定単位については、市部人口に当該町村部人口を含めることとした。

また、児童扶養手当等の需要を算定する社会福祉費については、普通態容補正により反映させている。

福祉事務所設置町村数は2016年4月1日現在43町村に上る。増加の推移は確認できなかったものの、実態として一定数の当該設置町村が存在していることが見直しの根拠となっている。

地方交付税法第15条では特別交付税の主な根拠を「基準財政需要額の算定方法によっては捕捉されなかつた特別の財政需要があること」「基準財政収入額に課題に算定された財政収入があること」「災害等のための特別の財政需要があること」と規定しているが、今回の見直しは福祉事務所設置町村の経費が、需要額の算定によって捕捉できる一定の普遍性をもったという判断によるものと推察される。

なお、この算定に見直しの影響は、当該町村をかかえる道府県算定では需要額の減、市町村算定では需要額の増として表れる。

## 2. 算定結果の概要

### (1) 概況

普通交付税の算定結果は、**巻末資料**の「平成29年度 普通交付税算定結果（財源不足団体）」に示されている。

需要額（財源不足団体）は、道府県が19兆3,572億円（前年度比▲4.0% 以下カッコ内は伸び率、▲はマイナス値）、市町村が21兆8,096億円（4.5%）であり、既述の県費教職員給与費の道府県から政令市への移動により、需要額が大幅に変動している。

臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）控除前では道府県が21兆5,747億円（▲3.4%）、市町村が23兆6,373億円（3.5%）で実質的に同じような傾向である。

一方、収入額は道府県が11兆895億円（▲4.3%）、市町村が14兆6,948億円（4.5%）で、やはり県費教職員給与事務の移譲にともなう道府県からの交付金移譲により対照

的な伸びとなっている。

なお、市町村の収入額については交付金の移譲分を除いても前年度比で増加している。

この結果、普通交付税額は道府県が8兆2,524億円（▲3.6%）、市町村が7兆977億円（▲0.6%）と前年度を下回った。

需要額の主な内訳をみると、個別算定経費では県費教職員給与費の移動により道府県と市町村で対照的な伸び率となっている。

個別算定経費の道府県、市町村通じた増加要因としては、一億総活躍プランにともなう保育士や介護人材等の社会保障関係費の充実、臨財償還費などがある。

包括算定経費は道府県、市町村とも減少しており、過去5年間でみると2015年度を除いて、道府県、市町村とも毎年度減少している。2016年度以降の要因には「ト」方式の導入にともなう庁舎管理業務関連の経費削減が反映されているが、全般的な経費の見直しが影響している。

そのほかの減少要因では地財計画の歳出特別枠等（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の削減にともなう地域経済・雇用対策費および既存項目への加算減である。

前年度と算定総額が変わらない人口減少等特別対策事業費で微減となっているのは、算定方法の見直しによるものと推察される。

公債費等（事業費補正等含む）については過去の地方単独事業債等の元利償還金を算定する事業費補正の算入額が、市町村で相対的に減少しているため、道府県と市町村の伸び率に差が表れている。

**図表5**は2012年度以降の需要額、収入額、普通交付税額の伸び率を経年でみたものである。なお、各年度の伸び率は当該年度の財源不足団体（交付団体）を基準に前年度と比較したものである。

県費負担教職員給与費の移動の影響で、例年に比べて個別算定経費の増減幅が目立つ。

その他では公債費等の伸びが例年に比べ低く、市町村分の伸び率ゼロは2015年度のマイナスを除けば、過去6年間で初めてである。この要因については後述する。

不交付団体数は道府県算定では東京都1団体、市町村算定では75団体、計76団体で前年度に比べて1団体の減少となった。市町村算定で収入額が実質増となっているにもかかわらず不交付団体が減少する結果となった。

この要因として①地方法人税の導入による偏在是正の効果②地方税の伸びの鈍化③

図表5 基準財政需要額・収入額の推移（各年度の財源不足団体数を基準に前年度からの伸び率を表したもの）

(%)

	2012		2013		2014		2015		2016		2017	
	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分	道府県分	市町村分
基準財政需要額												
A：個別算定経費（C～Gを除く）	1.1	0.5	▲2.0	0.4	1.1	▲0.8	1.0	▲0.2	0.1	0.1	▲4.1	5.7
B：包括算定経費	▲0.4	▲1.7	▲1.8	▲2.9	▲5.5	▲5.6	5.2	0.7	▲8.6	▲5.1	▲4.5	▲3.3
C：地域経済・雇用対策費	▲1.5	▲0.5	0.1	0.0	▲11.3	▲27.5	▲34.1	▲16.8	▲48.1	▲46.9	▲43.0	▲43.7
D：地域の元気づくり推進費			皆増	皆増								
E：地域の元気創造事業費					皆増	皆増	11.6	10.9	▲0.7	▲0.1	0.1	0.2
F：人口減少等特別対策事業費							皆増	皆増	▲0.2	▲0.3	▲0.3	▲0.2
G：公債費等	2.7	1.6	4.6	3.1	5.1	5.0	3.9	▲2.8	2.0	0.1	1.6	0.0
H：臨財債振替相当額	0.2	3.1	2.4	3.9	▲11.4	▲7.6	▲24.0	▲11.3	▲16.3	▲16.3	2.2	13.0
合計（臨財債控除前）	1.2	0.3	▲0.3	0.7	0.5	▲0.5	2.2	1.1	▲0.6	▲1.1	▲3.4	3.5
合計（臨財債控除後）	1.4	▲0.0	▲0.8	0.4	3.0	0.3	7.0	2.4	1.4	0.4	▲4.0	2.8
基準財政収入額	2.6	▲0.5	1.5	1.5	5.4	1.9	13.5	4.0	0.8	2.3	▲4.3	4.5
普通交付税額（臨財債含む）	▲0.2	0.9	▲1.4	▲0.1	▲3.3	▲3.7	▲7.6	▲3.0	▲2.1	▲6.0	▲2.4	1.9
普通交付税額	▲0.4	0.3	▲3.1	▲1.3	0.3	▲2.6	▲1.0	▲0.5	2.3	▲3.3	▲3.6	▲0.6

（資料） 各年度普通交付税大綱の資料より作成

都市部における社会保障関係の需要額の伸びがあげられる<sup>(4)</sup>。

## （2） 主要項目別の需要額の状況

図表6-1・2は需要額を主要項目別にみたものである。

道府県算定は県費負担教職員給与費の移動により教育費が大幅に減少した。

一方で厚生労働費については社会福祉費や高齢者保健福祉費の増加により前年度を上回る伸びとなっており、社会保障関連経費の増加や保育士・介護人材の処遇改善等の社会保障の充実分が寄与したとみられる。

そのほかでは昨年度プラスの算定となっていた総務費が今年度はマイナスとなっており、地域振興費が前年度比減となった影響によるものである。

包括算定経費は近年減少傾向が続いており、今年度もマイナスであるが、昨年度に

（4） 「地方財政」2017年9月号145～146ページ参照

比べて減少幅は縮小した。

市町村算定もおおむね同じ傾向で、教育費については県費負担教職員給与費の移動により大幅に増加した。

厚生費も前年度に比べて伸び幅が大きく、生活保護費、社会福祉費、保健衛生費、高齢者保健福祉費で前年度比増となっており、経費の自然増に加え、合併算定替え対策、保育士・介護人材の処遇改善等の複数の要因が寄与していると推察される。

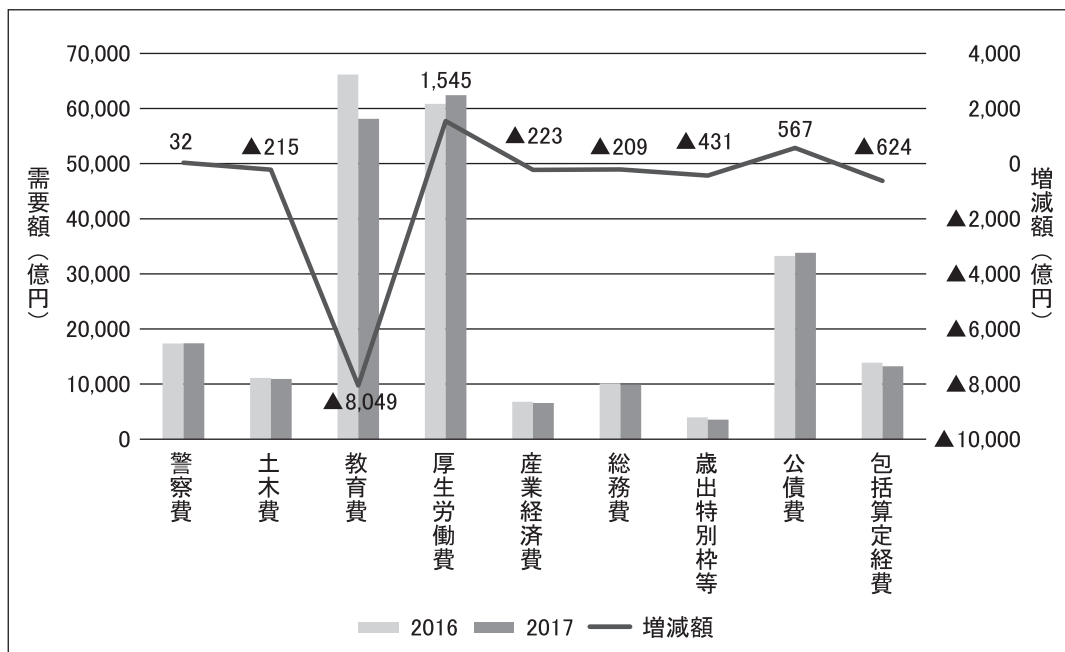
そのほかでは消防費が昨年度のマイナスからプラスに転じている。当該項目については単位費用の見直しが無いことから、合併算定替え終了対策による密度補正などの補正係数の引き上げが寄与しているものと推察される。

総務費、歳出特別枠等、包括算定経費などは道府県と同じ傾向である。

### (3) 公債費等の状況

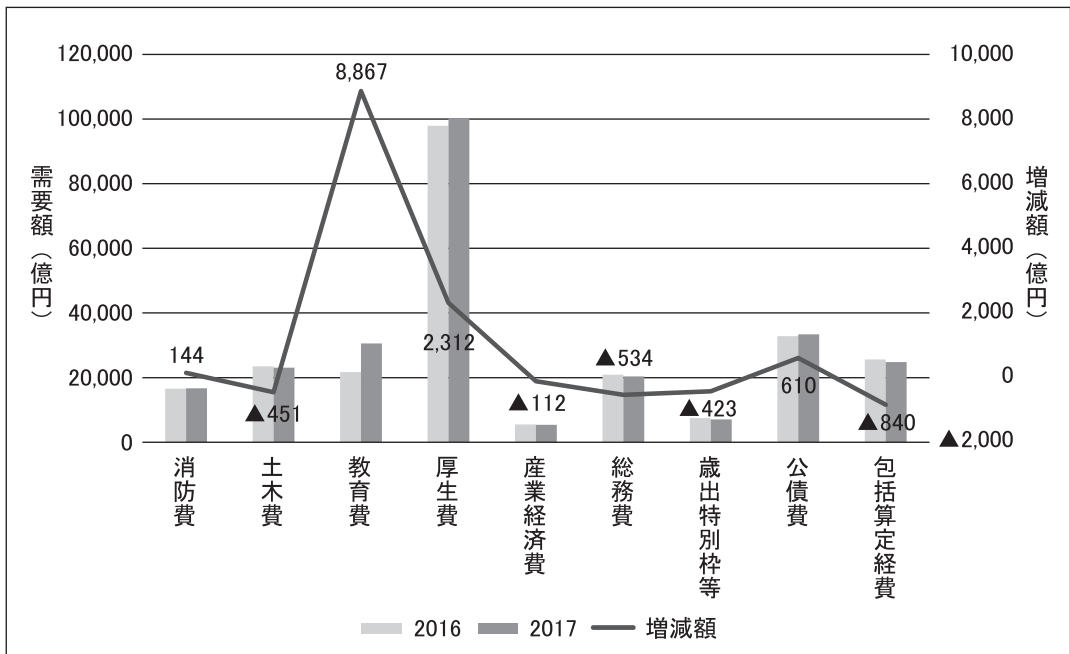
普通交付税大綱の資料では「公債費等」として事業費補正などの補正係数による公債費算定を含めた状況を掲載している。そこで前節の項目別の状況の公債費に加えて

図表 6-1 主要項目別需要額の状況（道府県分・東京都除く）



(資料) 総務省ホームページ「基準財政需要額及び基準財政収入額の内訳」より作成

図表 6-2 主要項目別需要額の状況（市町村分・総額）



(資料) 同上より作成

事業費補正を含めた場合の算定状況を試みよう。

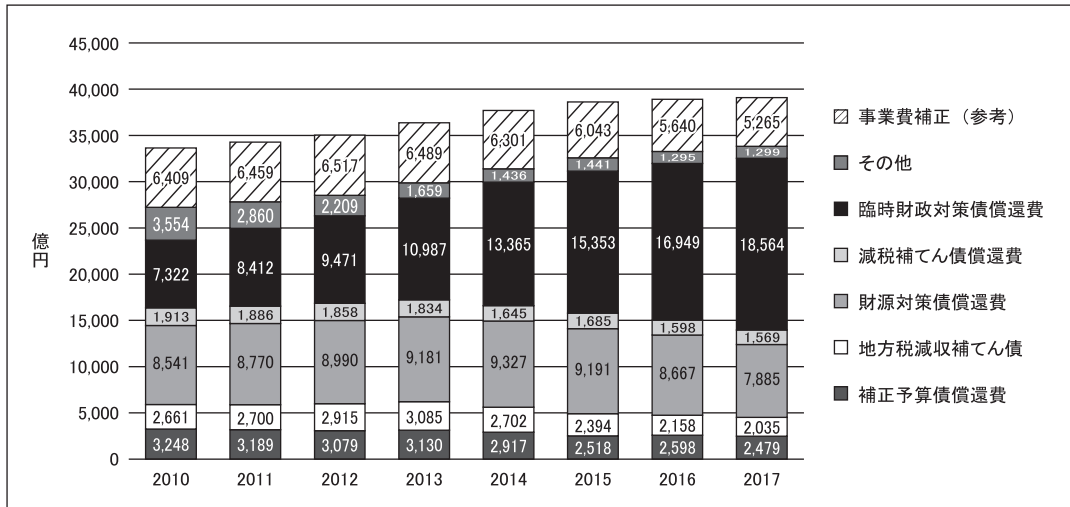
図表 7-1・2 は交付税算定における公債費等（公債費算入+事業費補正）の算入額の2010年度以降の推移である。道府県算定については東京都を除き、市町村算定については交付・不交付団体をあわせた総額で表している。

道府県、市町村とも、公債費に占める臨財償還費の額が増加しており、公債費だけでみても総額を押し上げている。

これに公債費の元利償還を補正係数で算定する事業費補正を含めると道府県では増加傾向にあるが、市町村では2014年度をピークに減少に転じている。市町村の場合、公債費等に占める事業費補正の割合が高い分、その減少が公債費等の推移にもたらす影響が大きくなっている。

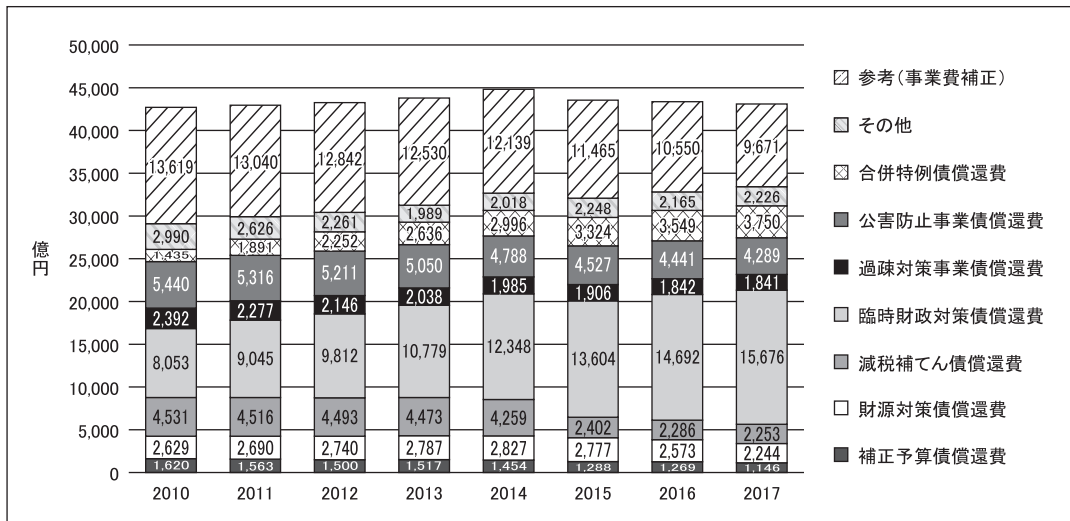
従来、公債費関連の需要額は総額の伸びを牽引してきたが、少なくとも市町村算定においてはそのピークに差しかかりつつある。実質的な公債費の減少局面に転じるなかで市町村の財政需要のあるべき水準が問われつつある。

図表 7-1 主な需要額公債費等の推移（道府県分・東京都除く・事業費補正含む）



(資料) 総務省「地方交付税等関係計数資料」各年度より作成

図表 7-2 主な需要額公債費等の推移（市町村分・総額・事業費補正含む）



(資料) 同上より作成

#### (4) 歳出特別枠等の状況

歳出特別枠等の各項目は測定単位に人口を用い、補正係数に段階補正が適用される

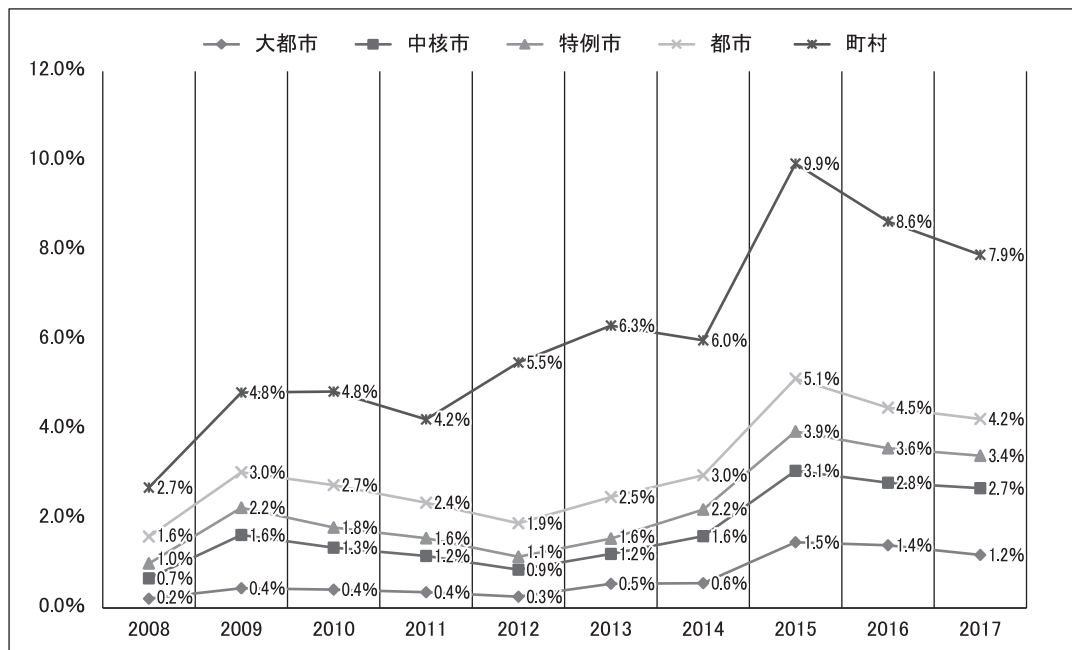
ことから、町村などの小規模自治体の交付税算定で高い割増し効果をもたらす。そのため、これらの項目が需要額全体に占める割合も高くなる。

既述の通り、2017年度は地財計画ベースの地域経済基盤強化・雇用等対策費が4,450億円から1,950億円に縮小した結果、交付税算定の地域経済・雇用対策費も前年度の2,300億円から1,300億円に削減され、市町村については1,300億円から730億円となった。

図表8は歳出特別枠等が実質的に創設された2008年度以降の市町村算定における当該経費枠の個別算定経費に占める割合である。

町村に占める割合が相対的に高い水準で推移しつつも、人口減少等特別対策事業費と地域の元気創造事業費が新設拡充された2015年度をピークに減少に転じている。2017年度も前年度に比べ減少幅は小さいものの引き続き減少しており、町村では8.6%から7.9%に減少している。他の特別枠も含め需要額の大幅な変動をきたす算定は、標準的な行政水準を算定する交付税の考え方からみて不適切である。

図表8 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合



(資料) 同上より作成

(5) 臨財債の算定状況

臨財債については地財計画の発行総額が4兆452億円と、前年度より2,572億円増額しており、交付税における振替相当額も前年度より伸びている。

とくに市町村で伸びが高いのは、県費負担教職員給与費の移動により市町村（政令市）の需要額が増加し、これに対する臨財債の振替額のウェイトが道府県から市町村に移行したためである。

各自治体の臨財債の振替額は「財源不足額基礎方式」により財源不足額（需要額と収入額の差額）をもとに、一定の計算により発行可能額を算定しており、財政力が高い（差額が少ない）地方自治体ほど、財源不足額から振り替える率が高くなる。

発行可能額の計算は道府県、政令市、中核市及び施行時特例市、その他市町村で異なる係数が適用される。

図表9は2016年度と2017年度の市町村算定における財政力指数ごとの臨財債への振替率を試算したものである。

昨年度に比べて政令市の振替率が特に財政力が高い水準で引き下げられており、その他は若干の差はあるものの、おおむね前年度並みである。

図表9 財政力段階別の臨財債振替率（交付税控除率）の試算

財政力指数平均値	2016			2017		
	政令市	中核市・施行時特例市	その他市町村	政令市	中核市・施行時特例市	その他市町村
0.1未満	12.1%	3.5%	3.5%	12.1%	3.5%	3.5%
0.1～0.2未満	13.6%	4.6%	4.2%	13.5%	4.6%	4.2%
0.2～0.3未満	15.4%	6.1%	5.5%	15.0%	6.1%	5.5%
0.3～0.4未満	17.8%	8.2%	7.3%	17.2%	8.2%	7.3%
0.4～0.5未満	21.2%	11.4%	10.2%	20.2%	11.4%	10.2%
0.5～0.6未満	27.6%	16.7%	14.8%	25.9%	16.7%	14.8%
0.6～0.7未満	36.6%	24.3%	21.4%	33.9%	24.3%	21.5%
0.7～0.8未満	49.0%	36.2%	32.0%	45.0%	36.3%	32.1%
0.8～0.9未満	64.8%	52.8%	48.1%	59.0%	53.0%	48.2%
0.9～1.0未満 (政令市は0.9以上)	81.4%	69.5%	64.1%	73.8%	69.7%	64.3%
1.0以上		86.1%	80.3%		86.4%	80.6%

\* 振替率の上限値は85%

(資料) 2016、2017年度普通交付税の算出資料より試算



(6) 基準財政収入額の状況

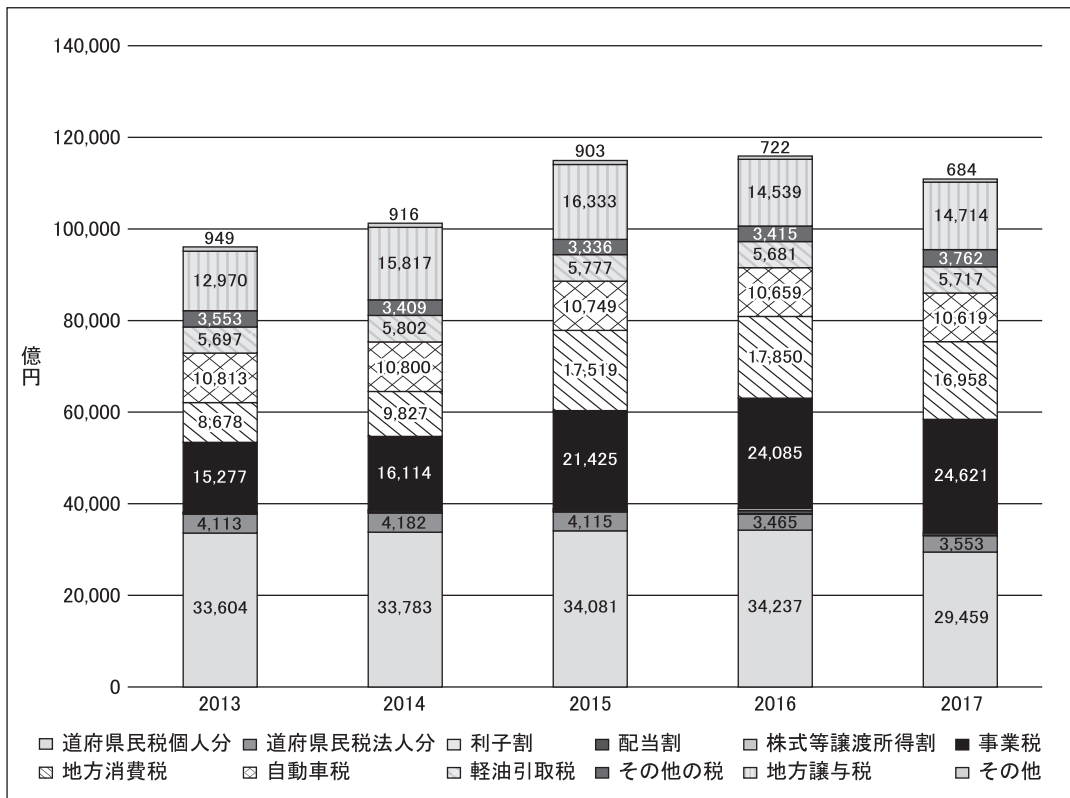
図表10-1・2は収入額の主な内訳の過去5年間の推移である。

道府県算定では2016年度までは増加傾向にあるが、2017年度は県費負担教職員給与事務の政令市移譲にともなう財源移転により大幅に減少し、市町村ではこの財源移転が加わって増加傾向にある。

2017年度の主な増減項目をみると、増加項目については道府県では法人住民税（道府県民税法人分）3,553億円、事業税2兆4,621億円。市町村では財源移転にともなう個人住民税（市町村民税個人分）6兆3,478億円、法人住民税（市町村民税法人分）1兆5,044億円、固定資産税6兆6,241億円などである。

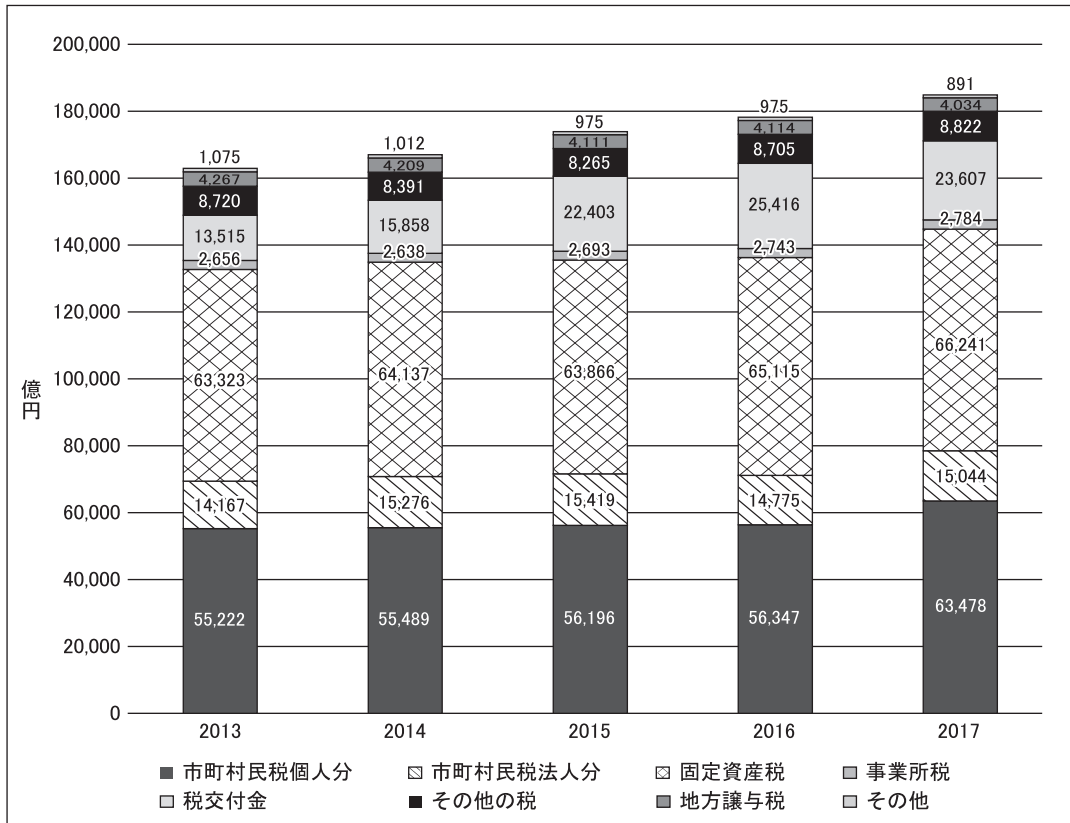
一方、減少項目については道府県では財源移転にともなう個人住民税、地方消費税。市町村では地方消費税交付金の減少による税交付金である。

図表10-1 基準財政収入額の推移（道府県 東京都除く）



(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表10-2 基準財政収入額の推移（市町村 総額）



(資料) 同上より作成

(7) 圏域別の普通交付税配分状況

図表11-1・2は普通交付税に臨財債発行可能額を加えた実質的な普通交付税の配分状況を圏域別<sup>(5)</sup>にみたものである。

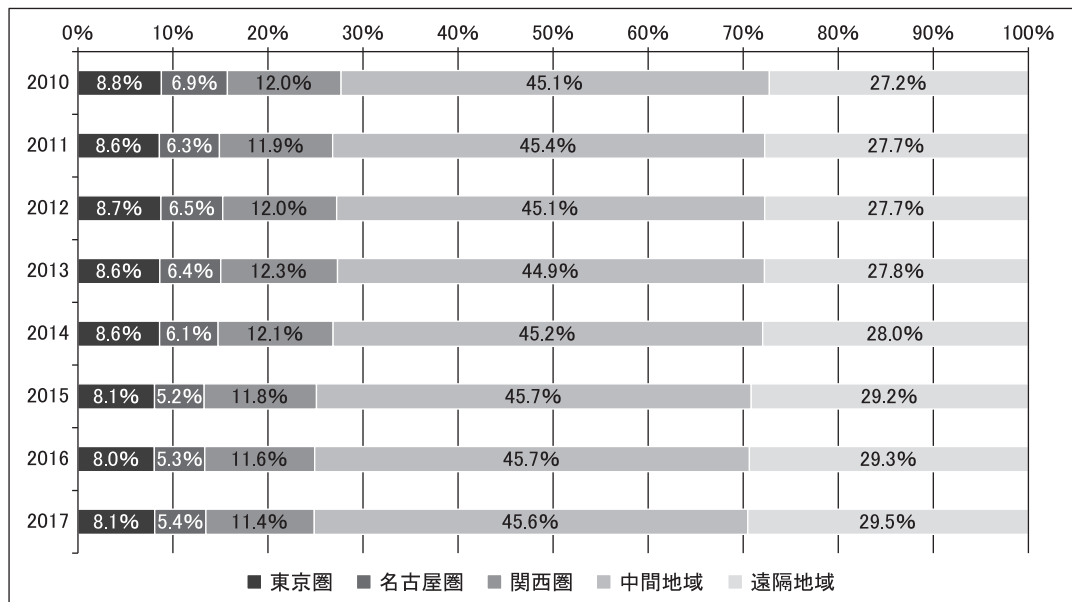
(5) 本稿では47都道府県を以下の5圏域に区分する

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以上「三大都市圏」と呼ぶ

中間地域（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）、遠隔地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）以上「地方圏」と呼ぶ

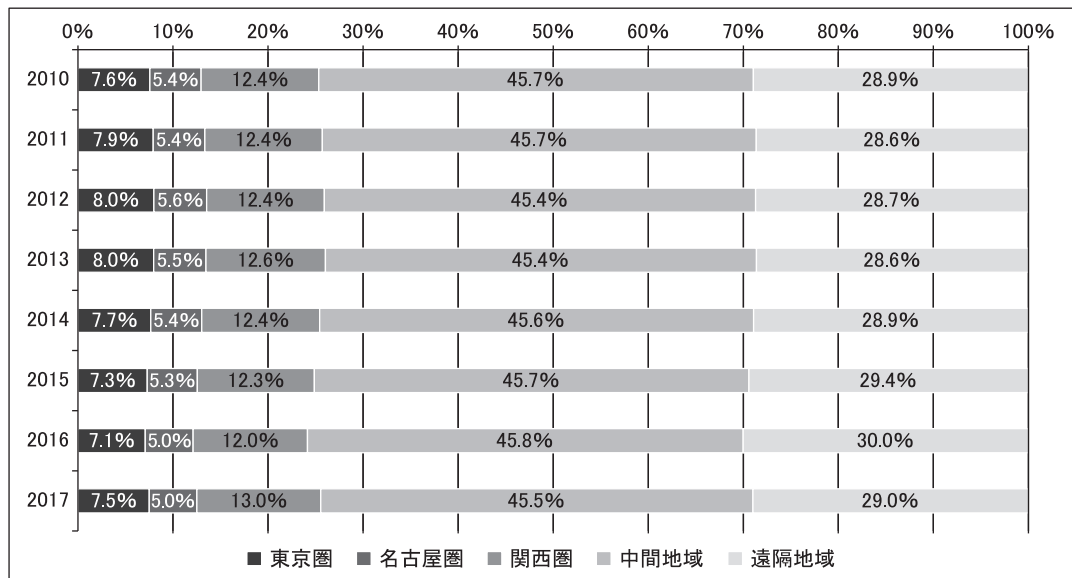
なお圏域区分については町田俊彦「地方交付税の地域格差是正機能の低下と『東京一極集中』」林健久他編『グローバル化と福祉国家財政の再編』を参照

図表11-1 圏域別配分状況（道府県分・実質）



(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表11-2 圏域別配分状況（市町村分・実質）



(注) 四捨五入の都合で合計が100%にならない場合がある

(資料) 同上より作成

道府県分では県費負担教職員給与費の移動があったにもかかわらず多くの政令市を含む三大都市圏の配分割合に顕著な変化がみられない。本稿では詳細な分析にはいたらないが、厚生労働費の増加が一定程度相殺している可能性がある。

一方、市町村分では三大都市圏の配分割合が1.4ポイント上昇しており、同給与費の政令市への算定の移動が表れているとみられる。一方、遠隔地域については1ポイント減少しており、小中学校費の減少や歳出特別枠等の需要額面の減少が反映されている。

### 3. 算定内容の分析

#### (1) 単位費用

##### ◆ 概況

図表12は公債費を除く単位費用の前年度比較である。

単位費用が前年度を下回った項目数は道府県分では37項目中21項目（2016年度19項目）。市町村分では41項目中21項目（2016年度18項目）と前年度を上回っている。

項目ごとにさまざまな要因があげられているが、増加要因としては「市町村の姿の変化に対応した交付税算定」にともなう経費充実。一億総活躍プランにともなう経費加算。その他経費の充実（社会保障関連、教育関連等）などがあげられる。

また、減少要因としては標準団体の職員構成や給与統一単価の一部見直しによる給与費の引き下げ、「ト」方式の2年目の適用や新規となる公立大学（その他の教育費—道府県分・市町村分）、青少年教育施設（その他の教育費—道府県分）の1年目の適用による委託料等の引き下げ。高齢者保健福祉費における標準団体の規模見直しにともなう減少などがあげられる。

このうち高齢者保健福祉費の見直しについては、2015年国勢調査（以下「国調」と呼ぶ）の高齢者人口に置き換わることにより、標準団体の高齢者数も引き上げら

図表12 単位費用の状況（公債費を除く）

(道府県分)					(市町村分)								
費目	測定単位	単位費用(円)			単位費用中 給与費の 伸び率	費目	測定単位	単位費用(円)			単位費用中 給与費の 伸び率		
		2016	2017	単位費用 伸び率				2016	2017	単位費用 伸び率			
警察費	警察職員数	8,403,000	8,366,000	-0.4%	-0.4%	消防費	人口	11,300	11,300	0.0%	0.3%		
土木費	道路橋りょう費	道路の面積	146,000	141,000	-3.4%	-2.5%	道路橋りょう費	道路の面積	75,200	73,500	-2.3%	-0.5%	
		道路の延長	1,972,000	2,007,000	1.8%			道路の延長	193,000	193,000	0.0%		
	河川費	河川の延長	175,000	181,000	3.4%	-0.6%	港湾費(港湾)	係留施設の延長	26,600	27,100	1.9%	0.4%	
	港湾費(港湾)	係留施設の延長	28,100	28,200	0.4%	-0.3%			外郭施設の延長	6,300	6,180	-1.9%	
		外郭施設の延長	6,300	6,180	-1.9%		港湾費(漁港)	係留施設の延長	10,700	10,500	-1.9%	-0.7%	
	港湾費(漁港)	係留施設の延長	10,700	10,500	-1.9%	-0.7%			外郭施設の延長	4,400	4,360	-0.9%	
		外郭施設の延長	6,040	5,980	-1.0%		都市計画費	計画区域人口	957	988	3.2%	-0.5%	
その他の土木費	人口	1,420	1,390	-2.1%	-0.3%		人口	531	530	-0.2%	-0.4%		
教育費	小学校費	教職員数	6,210,000	6,262,000	0.8%	1.3%	公園費	都市公園の面積	36,300	36,300	0.0%		
	中学校費	教職員数	6,253,000	6,323,000	1.1%	1.4%	下水道費	人口	94	94	0.0%		
	高等学校費	教職員数	6,599,000	6,512,000	-1.3%	-1.1%	その他の土木費	人口	1,680	1,700	1.2%	5.1%	
		生徒数	56,600	55,100	-2.7%	-0.3%	小学校費	児童数	43,100	43,200	0.2%	0.0%	
	特別支援学校費	教職員数	6,102,000	6,194,000	1.5%	1.5%			学級数	828,000	850,000	2.7%	-0.4%
	学級数	2,074,000	2,028,000	-2.2%	0.1%			学校数	9,181,000	9,079,000	-1.1%	2.7%	
	その他の教育費	人口	2,110	2,200	4.3%	-6.0%		生徒数	40,400	40,700	0.7%	0.0%	
高等専門学校及び大学の学生の数		212,000	212,000	0.0%	-100.0%	中学校費	学級数	1,010,000	1,042,000	3.2%	-0.4%		
私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	282,700	286,000	1.2%				学校数	8,778,000	8,594,000	-2.1%	5.4%		
厚生労働費	生活保護費	町村部人口	9,310	9,330	0.2%	-0.5%	高等学校費	教職員数	6,668,000	6,563,000	-1.6%	-1.2%	
	社会福祉費	人口	14,100	15,100	7.1%	0.5%		生徒数	70,300	69,600	-1.0%	-0.1%	
	衛生費	人口	14,800	14,700	-0.7%	-0.5%	その他の教育費	人口	5,090	5,140	1.0%	-0.4%	
	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	53,500	48,300	-9.7%	-12.5%		幼稚園児数*	360,000	369,000	2.5%	1.8%	
		75歳以上人口	103,000	93,700	-9.0%		生活保護費	市部人口	9,520	9,520	0.0%	-0.4%	
労働費	人口	461	447	-3.0%	2.6%	社会福祉費	人口	21,100	22,300	5.7%	-0.5%		
産業経済費	農業行政費	農家数	113,000	110,000	-2.7%	-0.5%	保健衛生費	人口	7,820	7,780	-0.5%	-0.5%	
	林野行政費	公有以外の林野の面積	5,000	5,010	0.2%	-0.6%	高齢者保健福祉費	65歳以上人口	70,900	63,800	-10.0%	-8.5%	
		公有林野の面積	15,200	15,300	0.7%	-0.3%		75歳以上人口	90,600	82,200	-9.3%		
	水産行政費	水産業者数	335,000	335,000	0.0%	-0.5%	清掃費	人口	5,070	5,080	0.2%	-0.5%	
	商工行政費	人口	2,010	1,980	-1.5%	-0.6%	農業行政費	農家数	81,500	83,400	2.3%	5.3%	
総務費	徴税費	世帯数	6,020	5,930	-1.5%	-3.6%	林野水産行政費	林水産業従業者	269,000	291,000	8.2%	13.2%	
	恩給費	恩給受給権者数	1,079,000	1,067,000	-1.1%		商工行政費	人口	1,280	1,240	-3.1%	-0.5%	
	地域振興費	人口	636	607	-4.6%	-1.9%	徴税費	世帯数	4,530	4,380	-3.3%	-1.5%	
	地域経済・雇用対策費	人口	790	450	-43.0%		戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,190	1,170	-1.7%	-0.9%	
	地域の元気創造事業費	人口	950	950	0.0%			世帯数	2,160	2,090	-3.2%	-3.7%	
	人口減少等特別対策事業費	人口	1,700	1,700	0.0%		地域振興費	人口	1,910	1,820	-4.7%	-0.5%	
	包括算定経費	人口	10,390	9,800	-5.7%			面積	1,043,000	1,038,000	-0.5%	-0.7%	
		面積	1,234,000	1,219,000	-1.2%		地域経済・雇用対策費	人口	740	420	-43.2%		
							地域の元気創造事業費	人口	2,530	2,530	0.0%		
							人口減少等特別対策事業費	人口	3,400	3,400	0.0%		
						包括算定経費	人口	19,080	18,380	-3.7%			
							面積	2,437,000	2,426,000	-0.5%			

(資料) 地方財務協会「地方財政」2017年5月号より作成

(注) 網掛けは前年度比マイナスとなったもの

\* 幼稚園児数は2015年度より幼保連携型認定こども園に在籍する小学校就学前のこどもの数となる

れ、この結果、単位費用が引き下がったものであり<sup>(6)</sup>、実質的に算定されている事業費が削減されたわけではない。

このほか、県費負担教職員給与費の道府県から政令市への移動により、道府県分の小中学校費の標準団体の教職員数から政令市分が除外されたため、単位費用の減少要因になったが、一方で給与費等の引き上げや図書、新聞等の情報関連経費の拡充により、結果的には実質的な影響が緩和された。

なお、主な項目の増減要因については図表13を参照されたい。

#### ◆ トップランナーの算定状況

図表14は「ト」方式の2016～17年度にわたる単位費用の影響を、導入前の2015年度からまとめたものである。

単位費用の動向を前年度比増減で見ると多くの項目で減少傾向にあるが、図表中の右端に記載した「トップランナーの影響」と比較すると、その影響は増減額の一部にとどまり、大半は他の経費の見直しによるものが多い。

ただし、道路橋りょう費（道府県分・市町村分）はおおむね増減額が影響額と一致しており、小・中学校費（学校数）（市町村分）では影響額が増減額を上回る状況がみられる。

「ト」方式の2年間の引き下げ額はおおむね同額であるものが多く、経費水準の引き下げ方法がおおむね均等であることが確認されるが、市町村分の中学校費（学校数）、その他の教育費（人口）、包括算定経費（人口）では2017年度の引き上げ額が前年度を上回っているものもある。

一方で道府県分および市町村分のその他の教育費（人口）では「ト」方式のマイナスの影響に反して単位費用は増加しており、必ずしも「ト」方式が単位費用を引き下げる結果になっていないことがわかる。

総じて見れば、単位費用の動向における「ト」方式の影響は限定的であり、むしろ他の経費の見直しの影響が大きい。

---

(6) 単位費用は標準団体（道府県分では人口170万人 面積6,500km<sup>2</sup>、市町村では人口10万人 面積210km<sup>2</sup>など）を設定し、これに要する事業費総額から国庫支出金や使用料手数料などの特定財源を控除して一般財源所要額を算出し、これを項目ごとに採用されている標準団体の測定単位で割っている。高齢者保健福祉費の測定単位は65歳以上および75歳以上人口で、いずれも今年度から2015年国調の数値に置き換えられたため、単位費用の算定においても標準団体の高齢者人口が引き上げられたため、分母と分子の関係で単位費用が減少した

図表13 項目別単位費用の主な増減理由

主な増減理由	
警察費(警察職員数)	標準団体警察官数の増員、各種手数料の見直し
道路橋りょう費(道路の面積)	職員構成の見直し、トップランナー方式の2年目の見直し(道路維持補修・清掃等の経費)
河川費(河川の延長)	公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充
その他の土木費	使用料・手数料の見直し、新たな住宅セーフティネット制度経費、トップランナー方式の2年目の見直し
小・中学校費	標準団体規模(一般教員・事務職員数)の見直し、 <b>県費負担教職員給与負担事務の政令市への移譲にともなう政令市教職員相当数の算定を除外</b>
高等学校費(生徒数)	トップランナー方式の2年目の見直し(学校用務員事務経費)、新聞配備経費の充実
特別支援学校費(教職員数)	<b>県費負担教職員給与負担事務の政令市への移譲にともなう政令市教職員相当数の算定を除外</b>
特別支援学校費(学級数)	トップランナー方式の2年目の見直し(学校用務員事務経費)、学校図書館図書整備費の充実
その他の教育費(人口)	トップランナー方式の導入(青少年教育施設)、ニッポン一億総活躍プランにもとづく保育士等の処遇改善経費、子ども・子育て支援費引き続き算入、奨学のための給付金等の見直し、社会保障・税一体改革による社会保障充実分(以下「一体改革の社会保障充実分」と呼ぶ)(子どものための教育・保育負担金等)の反映
その他の教育費(高等専門学校及び大学の学生数)	トップランナー方式の導入(公立大学)
生活保護費	扶助単価等の改定、一体改革の社会保障充実分(医療扶助等)の反映
社会福祉費	標準団体規模(職員数)の見直し、ニッポン一億総活躍プランにもとづく保育士等の処遇改善経費、一体改革による社会保障充実分(子ども子育て支援新制度、児童保護費等負担金等)の反映
衛生費	活性化推進事業費の存置、一体改革の社会保障充実分(医療機能分化・連携等のための医療機関等への財政支援、国保への財政支援の拡充、難病対策等)の反映
高齢者保健福祉費(65歳以上人口)	ニッポン一億総活躍プランにもとづく介護人材の処遇改善経費、活性化推進事業費の存置、標準団体規模(要支援・要介護者数)の見直し
高齢者保健福祉費(75歳以上人口)	標準団体規模(75歳以上人口)の見直し
労働費	活性化推進事業費の存置
農業行政費	活性化推進事業費の存置
商工行政費	活性化推進事業費の存置
徴税费	標準団体規模(世帯数)の見直し
地域振興費	活性化推進事業費の存置
包括算定経費(人口)	トップランナー方式の2年目の見直し(庁舎管理経費)
消防費	合併算定替え終了対策による職員数及び関連経費の見直し(3年目)
道路橋りょう費(道路の面積)	トップランナー方式の2年目の見直し(道路維持補修・清掃等の経費)
都市計画費(人口)	合併算定替え終了対策による職員数や経費の見直し(1年目)
その他の土木費	合併算定替え終了対策による職員数や経費の見直し(1年目)、新たな住宅セーフティネット制度経費
小・中学校費(児童数・生徒数)	要保護・準要保護・生徒関係経費の充実
小・中学校費(学級数)	学校図書館図書及び新聞配備経費の充実、建物等維持修繕費の充実
小・中学校費(学校数)	トップランナー方式の2年目の見直し(学校用務員事務経費)、学校司書の配置に要する経費の充実
高等学校費(生徒数)	トップランナー方式の2年目の見直し(学校用務員事務経費)、新聞配備経費の充実
その他の教育費(人口)	トップランナー方式の2年目の見直し(社会体育施設)、ニッポン一億総活躍プランにもとづく保育士等の処遇改善経費、合併算定替え終了対策による公民館数の見直し(2年目)
生活保護費	扶助単価等の改定、一体改革の社会保障充実分(医療扶助等)の反映
社会福祉費	合併算定替え終了対策による経費の見直し(2年目)、ニッポン一億総活躍プランにもとづく保育士等の処遇改善経費、一体改革にともなう社会保障充実分(子ども子育て支援新制度)の反映
保健衛生費	合併算定替え終了対策による経費の見直し(2年目)、一体改革にともなう社会保障充実分(国民健康保険料軽減制度等)の反映
高齢者保健福祉費(65歳以上人口)	ニッポン一億総活躍プランにもとづく介護人材の処遇改善経費、合併算定替え終了対策による職員数の見直し(2年目)、標準団体規模(要支援・要介護者数等)の見直し、一体改革にともなう社会保障充実分(介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化、地域支援事業の拡充等)の反映
高齢者保健福祉費(75歳以上人口)	標準団体規模(75歳以上人口)の見直し
清掃費	合併算定替え終了対策によるごみ収集・運搬に要する委託費の見直し(3年目)、公共施設の老朽化対策として維持補修費を拡充
農業行政費	合併算定替え終了対策による経費の見直し(1年目)、標準団体の行政規模(農業委員数及び農地利用最適化推進委員数)の見直し
林野水産業行政費	標準団体規模(林業及び水産業の従事者数)の見直し
徴税费	トップランナー方式の2年目の見直し(電算処理に要する経費)、標準団体規模(世帯数)の見直し、合併算定替え終了対策による職員数等の経費の見直し
戸籍住民基本台帳費(戸籍数)	トップランナー方式の2年目の見直し(電算処理に要する経費)
戸籍住民基本台帳費(世帯数)	トップランナー方式の2年目の見直し(電算機リース料)、標準団体規模(世帯数)の見直し
地域振興費(人口)	活性化推進事業費の存置
包括算定経費(人口)	トップランナー方式の2年目の見直し(庶務業務経費、庁舎管理、情報システム運用)

(資料) 『地方財政』2017年5月号より作成

(注) 太字は新規または充実がはかられた算定経費

図表14 トップランナー方式の影響（2016～17年度）

(単位：円)

需要額算定項目 (カッコ内は測定単位)	対象業務	経費区分 の見直し	見直し 年数	単位費用の推移			前年度比増減		うちトップランナー の影響		
				2015	2016	2017	2016	2017	2016	2017	
道府県分	道路橋りょう費（道路の面積）	道路維持補修・清掃等	3	151,000	146,000	141,000	▲5,000	▲5,000	▲5,504	▲5,506	
	その他の土木費（人口）	公園管理	据え置き	1,430	1,420	1,390	▲10	▲30			
	高等学校費（生徒数）	学校用務員事務	○	5	58,900	56,600	55,100	▲2,300	▲1,500	▲325	▲325
	特別支援学校費（学級数）	学校用務員事務	○	5	2,098,000	2,074,000	2,028,000	▲24,000	▲46,000	▲3,886	▲3,886
	その他の教育費（人口）	体育館・競技場・プール管理	○	据え置き	1,930	2,110	2,200	180	90		
		青少年教育施設管理	○	3							
その他の教育費（高等専門学校及び大学の学生数）	公立大学運営	○	5	214,000	212,000	212,000	▲2,000	0		密度補正に反映	
包括算定経費（人口）	本庁舎清掃・案内受付等	○	3	11,220	10,390	9,800	▲830	▲590	▲26	▲26	
	庶務業務	○	1								▲5
市町村分	道路橋りょう費（道路の面積）	道路維持補修・清掃等	3	76,600	75,200	73,500	▲1,400	▲1,700	▲1,783	▲1,787	
	公園費（都市公園の面積）	公園管理	○	据え置き	36,300	36,300	36,300	0	0		
	小学校費（学校数）	学校用務員事務	○	5	9,228,000	9,181,000	9,079,000	▲47,000	▲102,000	▲156,000	▲156,000
	小学校費（児童数）	学校給食（調理・運搬）	○	据え置き	43,900	43,100	43,200	▲800	100		
	中学校費（学校数）	学校用務員事務	○	5	9,126,000	8,778,000	8,594,000	▲348,000	▲184,000	▲156,000	▲312,000
	中学校費（生徒数）	学校給食（調理・運搬）	○	据え置き	41,300	40,400	40,700	▲900	300		
	高等学校費（生徒数）	学校用務員事務	○	5	73,100	70,300	69,600	▲2,800	▲700	▲400	▲400
	その他の教育費（人口）	体育館・競技場・プール管理	○	3	5,060	5,090	5,140	30	50	▲6	▲13
		公立大学運営	○	5							
	清掃費（人口）	一般ごみ収集	○	据え置き	5,070	5,070	5,080	0	10		
	徴税費（世帯数）	情報システムの運用	○	3	4,540	4,530	4,380	▲10	▲150	▲62	▲62
	戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	情報システムの運用	○	3	1,210	1,190	1,170	▲20	▲20	▲14	▲14
	戸籍住民基本台帳費（世帯数）	情報システムの運用	○	3	2,020	2,160	2,090	140	▲70	▲20	▲20
	包括算定経費（人口）	本庁舎清掃・案内受付等	○	3	20,180	19,080	18,380	▲1,100	▲700	▲50	▲70
庶務業務		○	5								
情報システムの運用		○	3								

(資料) 地方財務協会『地方交付税制度解説』2015、2016、2017年度版より作成

(注) 網掛けは2017年度から導入された項目

なお、小規模自治体への影響を勘案した段階補正の見直しについて、2017年度の実況を検証した結果、市町村分のその他の教育費については前年度に比べて割増率が低下し、包括算定経費についての変化はなかった。

前者についての見直しの原因は不明であるが、小規模自治体への配慮を強調するのであれば、段階補正の見直しの具体的な方針を国（総務省）は明らかにすべきで



あろう。

## (2) 測定単位の状況

昨年度の国調人口の置き換えに続き、今年度も2015年国調にもとづき①国調人口の確定値②高齢者人口③世帯数④林業・水産業者数の置き換えが行われた。

そのほかでは、学校基本調査により毎年度見直される教職員数や児童・生徒数等の教育費関連の数値が変動要因である。

また、冒頭でも述べたように福祉事務所設置町村の交付税算定にともなう測定単位基準の見直しがあった。

**図表15-1・2**は測定単位の状況を前年度比でみたものである。

**図表15-1**で道府県分、市町村分全体の状況をみると、増加要因では2015年国調への置き換えによる高齢者人口や世帯数、減少要因では毎年度改定される教職員数や児童・生徒数などの教育費関連数値が共通した傾向である。

そのほか市町村分では2015年国調への置き換えによる林業水産業者数の減少が目立っている。

**図表15-2**で市町村分の都市別の状況をみると、高齢者人口や林業水産業者数、教育費関連数値の傾向はおおむね共通しており、その減少率は都市や町村規模で著しい<sup>(7)</sup>。

市町村分の測定単位のうち、人口を測定単位とする地域振興費や小中学校費の学級数、学校数、農家数、林業水産業者数については、数値急減補正により実際の影響額は緩和されるものの、中期的には需要額に占める割合が高い社会保障関連需要の増加が都市部に集中し、小規模自治体への交付税配分が先細る要因となる。

近年はこうした影響を歳出特別枠等の算定が効果的に補完してきたと考えられるが、同経費の算定が縮小するなかで、小規模自治体の需要額算定のあり方が改めて問われる。

---

(7) 2016年10月10日に宮城県の富谷町が市制に移行しており、町村と都市の数値変動にはその影響が含まれている

図表15-1 測定単位（公債費除く・種別補正後）の状況（合計）

	単位	道府県分			市町村分			
		2016	2017	増減	2016	2017	増減	
人口	人	127,124,858	127,109,123	0.0%	127,182,819	127,167,405	0.0%	
65歳以上人口	人	29,245,685	33,470,273	14.4%	29,245,685	33,488,351	14.5%	
75歳以上人口	人	14,072,210	16,129,065	14.6%	14,072,210	16,138,520	14.7%	
市部人口	人				116,156,128	116,675,454	0.4%	
町村部人口	人	11,026,691	10,491,951	-4.8%				
計画区域人口	人				119,915,963	119,783,298	-0.1%	
警察職員数	人	252,594	252,594	0.0%				
道路	面積	km <sup>2</sup>	1,507,260	1,512,859	0.4%	5,382,803	5,407,744	0.5%
	延長	km	176,411	176,481	0.0%	1,017,167	1,018,707	0.2%
	河川の延長	km	222,071	222,758	0.3%			
港湾	係留	m	1,104,958	1,105,352	0.0%	513,997	512,506	-0.3%
	外郭	m	4,260,615	4,264,154	0.1%	2,210,809	2,222,865	0.5%
漁港	係留	m	857,014	858,073	0.1%	826,169	828,310	0.3%
	外郭	m	2,653,373	2,657,042	0.1%	2,212,299	2,214,848	0.1%
小学校	教職員数	人	412,996	338,447	-18.1%			
	児童数	人				6,374,139	6,345,967	-0.4%
	学級数	学級				256,662	257,947	0.5%
	学校数	箇所				19,765	19,576	-1.0%
中学校	教職員数	人	238,511	194,068	-18.6%			
	生徒数	人				3,123,050	3,055,413	-2.2%
	学級数	学級				108,426	107,159	-1.2%
	学校数	箇所				9,425	9,371	-0.6%
高等学校	教職員数	人	189,028	187,580	-0.8%	12,035.4	11,903.5	-1.1%
	生徒数	人	2,121,348	2,094,255	-1.3%	185,884	179,816	-3.3%
特別支援学校	教職員数	人	89,445	84,594	-5.4%			
	学級数	学級	30,641	30,978	1.1%			
公立大学等学生数	人	596,596	588,670	-1.3%				
私立学校等生徒数	人	1,919,184	1,875,225	-2.3%				
幼稚園等の子ども数 (幼稚園児数)	人				236,707	220,357	-6.9%	
農家数	戸	2,177,787	2,177,787	0.0%	同左			
水産業者数	人	99,657	99,657	0.0%				
林業水産業従業者	人				245,438	221,240	-9.9%	
公有地以外の林野の面積	ha	15,268,944	15,271,447	0.0%				
公有林野の面積	ha	1,662,716	1,662,760	0.0%				
世帯数	世帯	51,950,504	53,448,685	2.9%	51,950,504	53,472,043	2.9%	
戸籍数					52,443,877	52,487,566	0.1%	
世帯受給権者数	人	10,350	9,024	-12.8%				
面積	km <sup>2</sup>	309,769.83	309,810.67	0.0%	58,482.71	58,534.35	0.1%	
都市公園面積	km <sup>2</sup>				945,156	958,170	1.4%	

(資料) 前掲「計数資料」より作成

(注) 人口、高齢者人口、世帯数の道府県分と市町村分の相違は、東日本大震災被災自治体の測定単位に関する特例措置による計算上の差によるものである

(注) 2017年度の農家数は道府県分、市町村分を同じとしているが資料では2,177,789戸となっている。数値の違いは調査中である。

図表15-2 測定単位（公債費除く・種別補正後）の状況（合計）

	単位	市町村分			大都市			中核市・施行時特例市			都市			町村			
		2016	2017	増減率	2016	2017	増減率	2016	2017	増減率	2016	2017	増減率	2016	2017	増減率	
人口	人	127,182,819	127,167,405	0.0%	36,777,419	36,769,963	0.0%	28,218,066	28,223,256	0.0%	51,160,643	51,202,435	0.1%	11,026,691	10,971,751	-0.5%	
65歳以上人口	人	29,245,685	33,488,351	14.5%	7,422,219	8,631,449	16.3%	6,213,093	7,254,665	16.8%	12,506,257	14,211,032	13.6%	3,104,116	3,391,205	9.2%	
75歳以上人口	人	14,072,210	16,138,520	14.7%	3,411,159	4,063,634	19.1%	2,867,553	3,390,394	18.2%	6,147,058	6,933,575	12.8%	1,646,440	1,750,917	6.3%	
市部人口	人	116,156,128	116,675,454	0.4%	36,777,419	36,769,963	0.0%	28,218,066	28,703,056	1.7%	51,160,643	51,202,435	0.1%				
計画区域人口	人	119,915,963	119,783,298	-0.1%	35,964,448	36,653,661	1.9%	27,734,532	27,729,838	0.0%	47,903,145	47,340,330	-1.2%	8,313,838	8,059,469	-3.1%	
道路	面積	km <sup>2</sup>	5,382,803	5,407,744	0.5%	798,463	801,980	0.4%	827,440	831,702	0.5%	2,615,189	2,629,975	0.6%	1,141,711	1,144,087	0.2%
	延長	km	1,017,167	1,018,707	0.2%	100,697	100,880	0.2%	148,509	148,783	0.2%	532,091	533,126	0.2%	235,870	235,918	0.0%
港湾	係留	m	513,997	512,506	-0.3%	262,864	261,400	-0.6%	59,058	59,044	0.0%	141,640	141,129	-0.4%	50,435	50,933	1.0%
	外郭	m	2,210,809	2,222,865	0.5%	504,290	505,655	0.3%	348,285	351,176	0.8%	980,377	991,579	1.1%	377,857	374,455	-0.9%
漁港	係留	m	826,169	828,310	0.3%	22,596	22,708	0.5%	82,065	82,338	0.3%	505,123	506,045	0.2%	216,385	217,219	0.4%
	外郭	m	2,212,299	2,214,848	0.1%	58,439	60,362	3.3%	191,470	191,692	0.1%	1,318,150	1,317,371	-0.1%	644,240	645,428	0.2%
小学校費	児童数	人	6,374,139	6,345,967	-0.4%	1,702,550	1,711,685	0.5%	1,469,807	1,462,176	-0.5%	2,641,984	2,623,728	-0.7%	559,798	548,378	-2.0%
	学級数	学級	256,662	257,947	0.5%	60,908	61,754	1.4%	55,681	56,043	0.7%	111,637	111,850	0.2%	28,436	28,300	-0.5%
	学校数	箇所	19,765	19,576	-1.0%	3,780	3,764	-0.4%	3,620	3,602	-0.5%	9,279	9,171	-1.2%	3,086	3,039	-1.5%
中学校費	生徒数	人	3,123,050	3,055,413	-2.2%	765,930	754,333	-1.5%	722,773	708,215	-2.0%	1,340,092	1,308,956	-2.3%	294,255	283,909	-3.5%
	学級数	学級	108,426	107,159	-1.2%	24,621	24,523	-0.4%	23,944	23,678	-1.1%	47,651	47,021	-1.3%	12,210	11,937	-2.2%
	学校数	箇所	9,425	9,371	-0.6%	1,762	1,762	0.0%	1,756	1,755	-0.1%	4,348	4,317	-0.7%	1,559	1,537	-1.4%
高等学校費	教職員数	人	12,035.4	11,903.5	-1.1%	7,510.4	7,485.7	-0.3%	2,885	2,864	-0.7%	1,308.8	1,288.4	-1.6%	331.2	265.0	-20.0%
	生徒数	人	185,884	179,816	-3.3%	116,851	111,727	-4.4%	45,521	45,762	0.5%	19,188	18,821	-1.9%	4,324	3,506	-18.9%
幼稚園等の子ども数 (幼稚園児数)	人	236,707	220,357	-6.9%	35,665	33,310	-6.6%	42,615	39,559	-7.2%	120,634	111,617	-7.5%	37,793	35,871	-5.1%	
農家数	戸	2,177,787	2,177,789	0.0%	91,094	91,094	0.0%	282,109	282,109	0.0%	1,276,633	1,276,947	0.0%	527,951	527,639	-0.1%	
林業水産業従業者	人	245,438	221,240	-9.9%	7,894	7,446	-5.7%	26,475	24,264	-8.4%	127,383	113,622	-10.8%	83,686	75,908	-9.3%	
世帯数	世帯	51,950,504	53,472,043	2.9%	16,532,286	17,260,982	4.4%	11,405,643	11,771,108	3.2%	19,875,069	20,306,375	2.2%	4,137,506	4,133,578	-0.1%	
戸籍数	戸籍	52,443,877	52,487,566	0.1%	13,925,429	13,993,018	0.5%	10,678,203	10,711,073	0.3%	22,127,426	22,118,023	0.0%	5,712,819	5,665,452	-0.8%	
面積（地域振興費）	km <sup>2</sup>	58,482.71	58,534.35	0.1%	3,618.62	3,635.93	0.5%	6,563	6,572	0.1%	29,017.57	29,056.36	0.1%	19,283.26	19,269.81	-0.1%	
面積（包括算定経費）		132,738.33	132,690.18	0.0%	5,737.02	5,747.30	0.2%	12,367	12,357	-0.1%	64,702.79	64,697.17	0.0%	49,931.20	49,888.83	-0.1%	
都市公園面積		945,156	958,170	1.4%	193,850	197,215	1.7%	202,846	205,296	1.2%	442,458	449,135	1.5%	106,002	106,524	0.5%	

（注） 網掛けは数値急減補正が適用される測定単位。人口については地域振興費のみ

（資料） 前掲「計数資料」より作成

### (3) 補正係数の状況（市町村分）

#### ◆ 補正率の状況

各項目の需要額は、測定単位に最終補正係数をかけて補正した上で、単位費用をかけて算出される。したがって、単位費用に補正前と補正後の測定単位をかけた両者の比率が需要額の補正率（割増率）である。

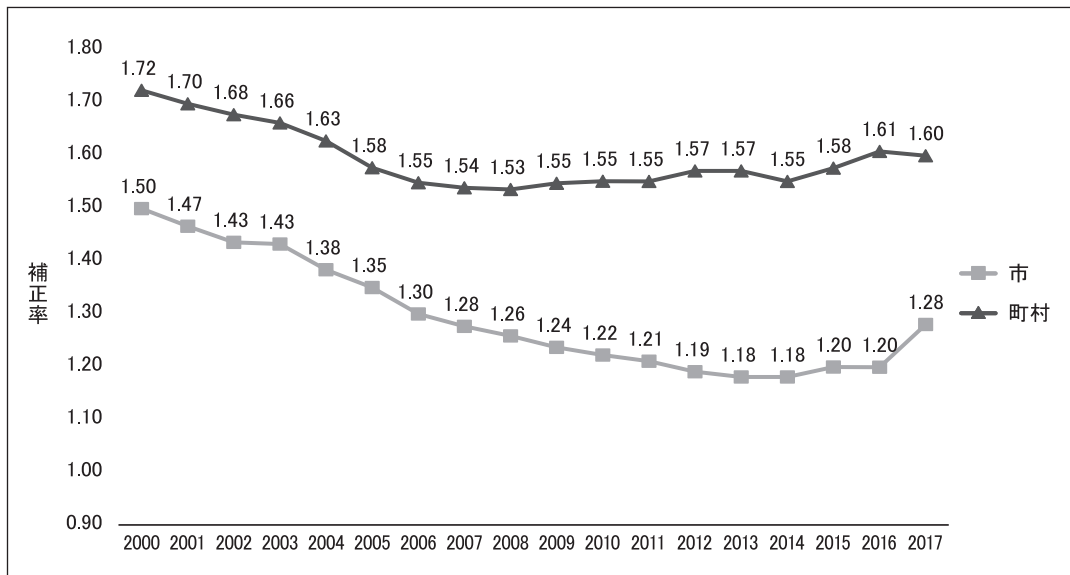
図表16で市町村分の補正率の推移を市、町村別にみると、市については2014年頃から底を打っており、2017年度は1.28と前年度から0.08ポイント上昇している。これは政令市への県費負担教職員給与事務の移譲にともなう普通態容補正の創設が大きく影響しており、それを除けばおおむね前年度並みとみられる。

一方、町村については2006年度頃から底を打ち、その後まち・ひと・しごと創造事業費関連の需要額算定が加わり上昇傾向にあったが、2017年度は1.60と前年度から0.01ポイント低下した。要因は複合的であるとみられるが、地域経済・雇用対策費の削減が一部影響していることが推察される。

図表17は補正係数のうち加算項目についての需要額の割増額をみたものである。

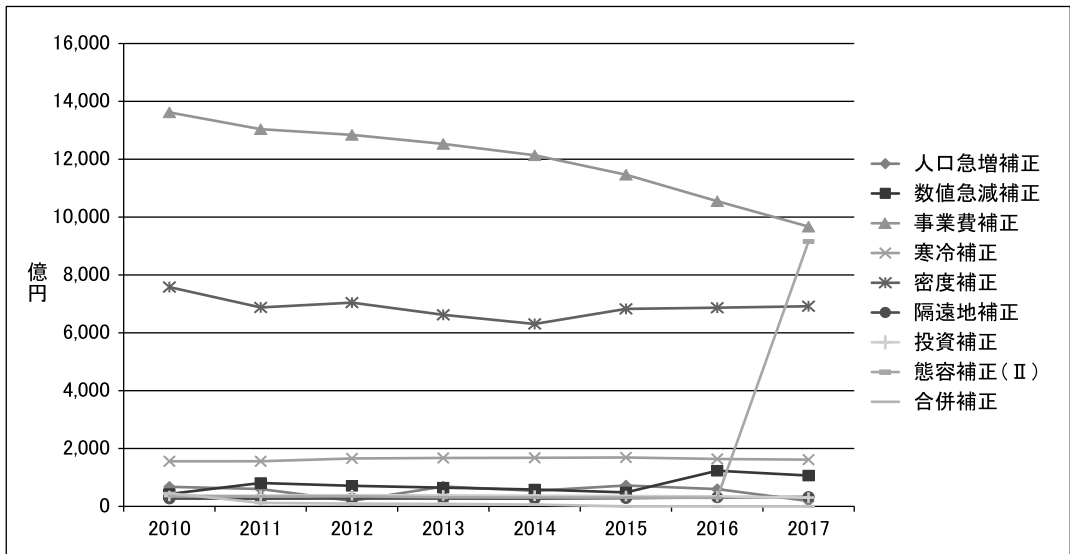
増加項目では2015年国調の置き換えにともなう数値急減補正の充実。県費負担教

図表16 市、町村別の補正率の推移



(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表17 補正係数（加算項目のみ）による需要加算額



(資料) 同上より作成

職員給与費の政令市算定により態容補正Ⅱが急上昇している。

一方、減少項目では事業費補正が引き続き減少傾向にあり、過去、需要額を補正係数の側面から底上げしてきた役割が縮小し続けていることが確認できる。

市町村全体としては、2000年度以降の三位一体改革の局面における減少傾向から安定推移に移行しているが、地方創生関連の需要額算定がこれに寄与しているとみられ、必ずしも中期的な安定性や予見性が担保されているわけではない。

図表18は市町村分の段階補正が適用されている項目の補正係数の上限値である。段階補正は小規模自治体の経費の割高傾向を反映するものであり、測定単位の数値が小さいほど係数が上昇するが、一部の項目を除き係数の上限値が設定されている。上限値は毎年度見直されており、その動向は小規模自治体への財源保障の方向を知る手がかりとなる。

2017年度は前年度より係数が引き上げられた項目が4つと、項目の違いはあれ例年と同様の傾向がみられる。

項目別では商工行政費、徴税費などで連続した上昇がみられる。また農業行政費の上限値は長期間固定された状況となっている。

図表18 段階補正の上限值

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
消防費（人口）	1.935	1.940	1.980	2.035	1.980	2.065	2.105	2.100	2.095	2.110	2.120
その他の土木費（人口）	1.640	1.705	1.700	1.740	1.680	1.650	1.630	1.845	1.925	1.935	1.880
その他の教育費（人口）	2.050	2.115	2.145	2.180	2.155	2.160	2.150	2.250	2.210	2.205	2.190
社会福祉費（人口）	1.465	1.445	1.490	1.540	1.570	1.565	1.540	1.540	1.350	1.330	1.325
保健衛生費（人口）	2.170	2.390	2.850	2.995	3.180	3.115	2.990	2.960	2.865	2.875	2.860
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	1.992	1.966	1.953	1.769	1.778	1.796	1.758	1.744	1.734	1.702	1.651
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383
商工行政費（人口）	2.470	2.475	2.480	2.415	2.420	2.427	2.420	2.645	2.660	2.740	2.830
徴税費（人口）	1.920	1.920	2.860	2.780	2.970	3.180	3.280	3.500	3.540	3.600	3.670
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	1.374	1.352	1.337	1.405	1.418	1.470	1.490	1.519	1.591	1.578	1.551
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	2.160	1.980	1.940	2.140	2.510	2.260	2.380	2.440	2.420	2.380	2.440
地方再生対策費（人口）		15.000	15.000	15.000	15.000						
地域の元気創造費（人口）								15.000	15.000	15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費									15.000	15.000	15.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

（資料） 市町村の普通交付税算出資料より作成

（注） 網掛けは前年度を上回る項目

#### （4） 地方創生関連二項目の検証 — 長野県内市町村の例

昨年の自治総研1月号で地域経済・雇用対策費の削減にともなう需要額の影響について長野県内市町村を例に検証した。今年度の算定でも同経費が引き続き削減されたことから、歳出特別枠等全体でみた場合に主に町村において大幅な減少率がみられ、個別算定経費に占める割合も低下している。

一方で、地域経済・雇用対策費を除く「人口減少等特別対策事業費」および「地域の元気創造事業費」の算定（以下「地方創生関連二項目」と呼ぶ）については、既述のように人口減少対策や地域の活性化の成果にもとづく算定にシフトするなかで、条件不利地域については割増率を高める算定が加わっている。

そこで地方創生関連二項目の算定結果に焦点を当て、長野県内市町村の2017年度の算定結果を検証する。

図表19-1・2は県内市町村の地方創生関連二項目の需要額の算定結果を、個別算

定経費に占める割合と前年度比の増減率で表したものである。

**図表19-1**で県内の市の状況をみると、対個別算定経費割合は2～4%台にとどまり、2016年度、2017年度の割合に顕著な変化はあまりみられない。

ただし、前年度比の増減率でみると約6割の市がマイナスとなっており、人口減少等の取組の成果へのシフトによる自治体間格差が表れているものと推察される。

なお、測定単位である国調人口については、確定値による減少要因の影響もあるが、県内の市のほとんどが確定値段階で減少していることから、上述の格差の要因とは考えにくく、やはり前者の算定方法の見直しによる影響が大きいものと推察される。

一方、**図表19-2**で県内町村の状況をみると、対個別算定経費の割合は平谷村や根羽村など小規模自治体ほど高い傾向がみられ、個別算定経費に占める地方創生関連二項目の寄与度が極めて高いことがわかる。しかも、多くの町村で2016年度より割合が上昇しており、個別算定経費の多くが減少する中で、地方創生関連二項目が一定程度プラス、あるいは小幅な減少にとどまることで寄与していると推察される。

同二項目の増減率でみると町村全体の約6割弱がプラスとなっており、既存の算定方法に加えて条件不利地域の割増率などが寄与していることが推察される。ただし、残り4割強がマイナスとなっていることから、必ずしもすべての自治体において、こうした算定が有効に機能しているとはいえない。

**図表20**は同二項目の増減率を個別にみたものである。

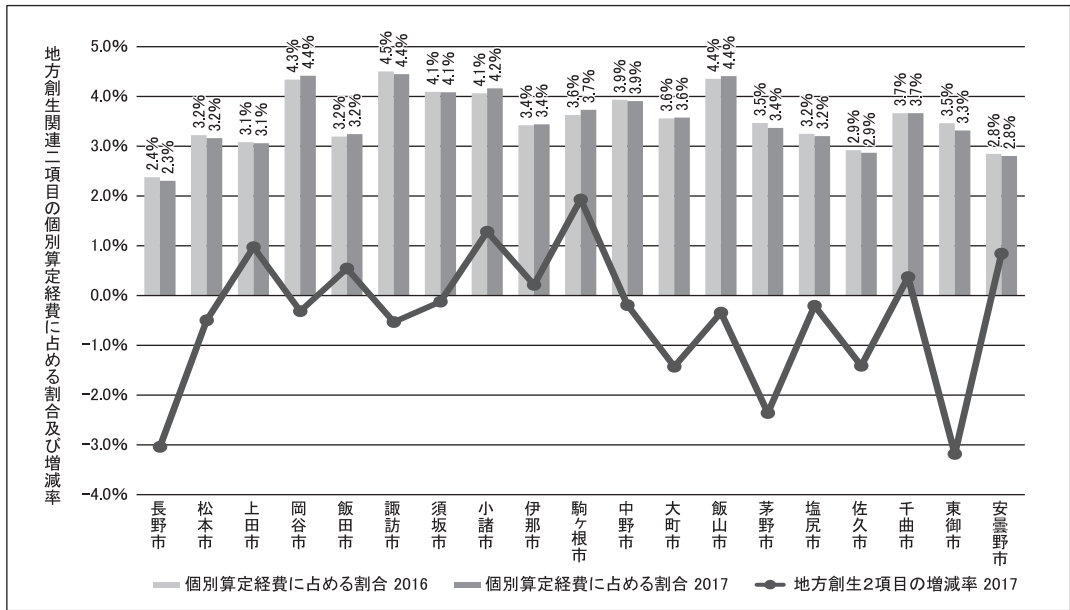
自治体間によって両者の増減率に著しい差が生じている。たとえば北相木村では人口減少等特別対策事業費及び地域の元気創造事業費のいずれもプラスであり、とりわけ地域の元気創造事業費の伸びが顕著である。

一方、喬木村は地域の元気創造事業費が大幅なマイナスとなったため、二項目の増減率ではマイナスとなった。

地域の元気創造事業費では依然として行革努力分の算定のウエイトが高いことから、その差による可能性が考えられるが、算定内容の詳細は不明であり、本稿では要因の特定にいたらなかった。

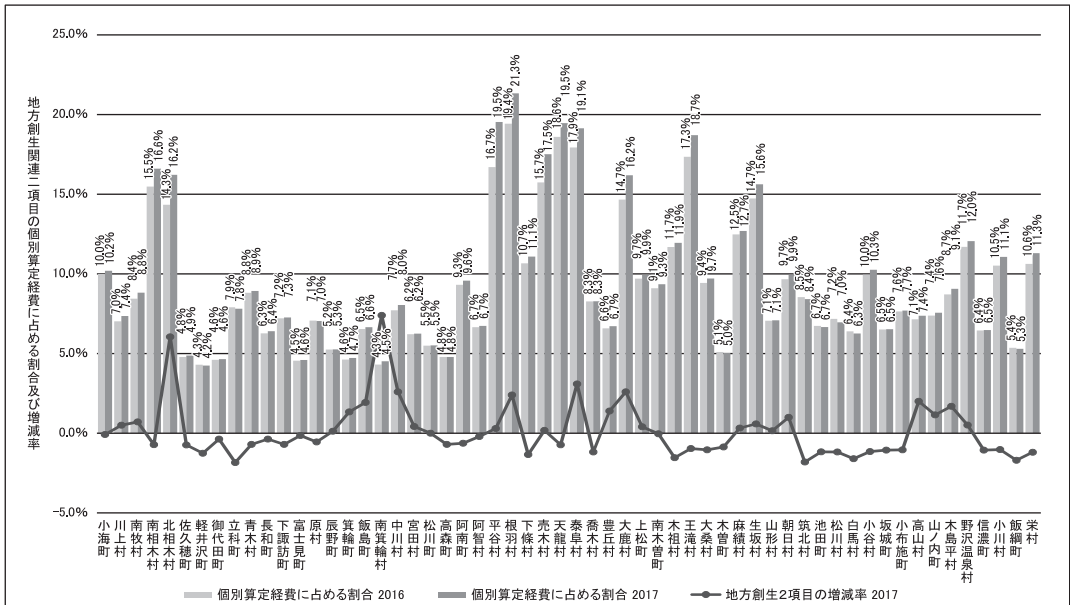
いずれにしても地方創生関連二項目の算定結果が、自治体間の大きな格差をもたらしていることは明らかであり、この傾向は個別算定経費総額が縮小するなかでより先鋭化することが考えられる。

図表19-1 長野県内市の地方創生関連二項目の算定状況



(資料) 前掲「計数資料」より作成

図表19-2 長野県内町村の地方創生関連二項目の算定状況



(資料) 同上より作成





2018年4月からは改正地方独立行政法人法の施行のともない、対象23業務の最後のリストである窓口業務の地方独法化が制度化される。現時点では、交付税算定の方法や導入時期などは未定であるが、経済財政諮問会議の強い主張を背景に拙速な導入が図られるとすれば、それは実態のない経費水準を先行して設定することになり、交付税算定のあり方を根本から変えてしまう極めて不適切な算定であり、導入の是非も含め慎重な対応が求められる。

地方創生関連二項目は、算定構造上は小規模自治体の先細る需要額を充実させるのに寄与しているが、安倍政権の政策経費が算定されているに過ぎず、その単位費用は地方交付税法の定義する「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準」（地方交付税法第2条第6号）と照らして不適切である。

しかも、補正係数の算定基礎にいたっては、明らかに安倍政権の地方創生を体現する成果指標が採用されており、2015年の地域の元気創造事業費における女性就業率の追加や今回の出生率や延べ宿泊者数への指標の置き換え、さらには成果指標算定の重点化など、政策動向に応じて頻繁に見直されている点は、しばしば求められる財源保障の予見可能性からみて許容しがたい。

また、長野県のケースで見たように地域の元気創造事業費と人口減少等特別対策事業費の算定結果の格差は著しく、交付税制度が本来的に有する静態的算定の性格を大きく損ねていると見てよいだろう。

一方、交付税算定をめぐる自治体の動きに目を向ければ、トップランナー方式であれ、地方創生であれ、実際の算定結果を冷静にとらえずに算定のメッセージをいわば「付度」し、交付税に突き動かされるように政策が選択される傾向がある。

いうまでもなく90年代の平成不況対策でも同様のことがあり、交付税制度を通じた国に誘導策は今に始まったことではないが、今日のように財源保障枠が抑制され、さらなる削減の声が強まるなかでは、自治体の「付度」が財源保障の質と量を自ら劣化させてしまうことを自覚すべきである。

こうした政策誘導の問題の一方で、算定構造自体がもつ課題も見えてきた。

2016年度、2017年度にわたる国調関連の測定単位の置き換えは、人口減少社会に直面した交付税制度の課題をより明確にしたと考えられる。

すなわち測定単位の動向でみたように人口だけでなく高齢者人口や世帯数すら都市部の増加率が町村部を大きく上回っており、社会保障関係経費がもつばら需要額の増加要因と

なっている今日では、測定単位を通じた交付税配分の偏在が生じる可能性がある。

皮肉なことに歳出特別枠等の算定が、こうした流れを緩和していることは客観的事実であるが、既述のように多くの課題を抱える算定に依存する構造はできる限り見直しを急ぐべきである。

では、交付税制度は何を目指すべきなのか。

それは、素朴でありながら深遠な標準的行政水準の姿を、地方の目線で追求し続けることであろう。

地方交付税法に明記された「合理的、且つ、妥当な水準」は「その時代、社会的・経済的諸条件を前提に、それとの調和において」（逐条P39）決まるもので、明確な絶対的水準や考え方を規定していない。

だからといって現状のトップランナーや特別枠関連が、それに値するとも思えない。

2000年代半ばの三位一体改革で財源保障枠が削減されて以来、財源保障の規模自体は回復したものの、標準的行政水準が見いだせていないのが現状ではないだろうか。

子育て、介護医療、公共交通の確保、社会保障インフラの維持管理など、自治体が今後さらに取り組みべき政策は山積している。すでに地財計画や交付税にもそれらに関連する経費が織り込まれているが、その芽を育て、さらに増やし、新たな標準的行政水準を形成するのは、自治体政策を通じた普遍の実態が基礎となる。

そうしたなかで単位費用の水準や新たな算定項目、既述の測定単位の問題などを解決する手が見いだせるのではないだろうか。

2017年度の算定は交付税制度の先を考える端緒となる年度といえるだろう。

（とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

キーワード：トップランナー方式／県費負担教職員／地域経済・雇用対策費／人口減少等特別対策事業費／地域の元気創造事業費

#### 【参考文献】

- 遠藤安彦『地方交付税法逐条解説第3版』ぎょうせい、1996年  
飛田博史「2016年度普通交付税算定結果の検証」『自治総研』2017年1月  
飛田博史「地方交付税算定におけるトップランナー方式の概要と課題」『自治総研』2016年10月  
地方財務協会「地方財政」2017年5・9月号  
地方財務協会「地方交付税制度解説（単位費用編）」2016・2017年度版  
総務省「平成29年度普通交付税大綱」  
総務省「地方交付税関係計数資料」各年度版

<資料>

## 平成29年度 普通交付税の決定について

### 決 定 額

(単位:億円、%)

区 分	平成29年度	平成28年度	伸 率
道府県分	82,524	85,593	△3.6
市町村分	70,977	71,390	△0.6
合 計	153,501	156,983	△2.2

### 交付団体及び不交付団体数

区 分	平成29年度			平成28年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,643	75	1,718	1,642	76	1,718
計	1,689	76	1,765	1,688	77	1,765

(資料) 出所：総務省ホームページ

## 平成29年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位: 億円、%)

区 分	道府県分		市町村分		
	平成29年度	対前年度伸率	平成29年度	対前年度伸率	
基準財政需要額	個別算定経費 (c、d、e、f除き) a	165,363	△4.1	176,162	5.7
	包括算定経費 b	13,240	△4.5	25,054	△3.3
	地域経済・ 雇用対策費 c	555	△43.0	707	△43.7
	地域の元気 創造事業費 d	907	0.1	2,744	0.2
	人口減少等特 別対策事業費 e	1,893	△0.3	3,691	△0.2
	公債費等 f	33,790	1.6	28,015	0.0
	臨時財政対策 債振替相当額 g	22,175	2.2	18,278	13.0
	合 計 (a+b+c+d+e +f-g) h	(215,747) 193,572	(△3.4) △4.0	(236,373) 218,096	(3.5) 2.8
基準財政収入額	110,895	△4.3	146,948	4.5	
交付基準額	82,677	△3.6	71,148	△0.6	
普通交付税額	(104,699) 82,524	(△2.4) △3.6	(89,254) 70,977	(1.9) △0.6	

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 平成29年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

## 2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の主な増減要因は、次のとおりである。

区分		道府県分	市町村分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会保障関係費（子どものための教育・保育給付費負担金、介護給付費負担金等）</li> <li>・ 臨時財政対策債償還費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員給与費（道府県から指定都市への移譲に伴うもの）</li> <li>・ 社会保障関係費（子どものための教育・保育給付費、介護給付費負担金等）</li> <li>・ 臨時財政対策債償還費</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教職員給与費（道府県から指定都市への移譲に伴うもの）</li> <li>・ 地方財政計画の歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方財政計画の歳出特別枠（地域経済基盤強化・雇用等対策費）の見直し</li> </ul>
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道府県民税法人税割、法人事業税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道府県民税所得割臨時交付金等（道府県から指定都市への税源移譲に伴うもの）</li> <li>・ 市町村民税所得割</li> <li>・ 固定資産税</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道府県民税所得割（道府県から指定都市への税源移譲に伴うもの）</li> <li>・ 地方消費税</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方消費税交付金</li> </ul>

### 3 主な算定方法の改正点

#### 1 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る算定

##### (1) 「取組の成果」に応じた算定へのシフト

人口減少等特別対策事業費においては「取組の必要度」から「取組の成果」に応じた算定へ、地域の元気創造事業費においては「行革努力分」から「地域経済活性化分」の算定へ、それぞれ330億円シフト。(それぞれ平成29年度から3年間かけて1,000億円シフトする予定。)

年度	人口減少等特別対策事業費		地域の元気創造事業費	
	取組の必要度	取組の成果	行革努力分	地域経済活性化分
平成28年度 A	5,000億円	1,000億円	3,000億円	900億円
平成29年度 B	4,670億円	1,330億円	2,670億円	1,230億円
B-A	△330億円	+330億円	△330億円	+330億円

※特別交付税100億円程度を除く

##### (2) 条件不利地域等への配慮

- ・ 過疎地域自立促進特別措置法等の条件不利地域に係る法律の対象となっている地方団体等における算定額の割増。
- ・ 人口増減率等の指標について、政令市及び中核市、都市、町村ごとに改善度を比較することで成果を反映。

##### (3) 地方版総合戦略の状況を踏まえた指標の見直し

- ・ 出産、子育て関係（道府県分・市町村分）：「自然増減率」→「出生率」
- ・ 観光関係（道府県分）：「延べ宿泊者数」→「日本人延べ宿泊者数」及び「外国人延べ宿泊者数」

#### 2 一億総活躍社会関連施策に係る算定

「ニッポン一億総活躍プラン」に基づく保育士や介護人材等の処遇改善の事業費」の地方負担（961億円）を算定。

- ・ 保育士等の処遇改善（社会福祉費等）：554億円
- ・ 介護人材・障害者福祉人材の処遇改善（高齢者保健福祉費等）：407億円

### 3 教職員給与費の道府県から指定都市への移譲に係る算定

教職員給与費の道府県から指定都市への移譲が円滑に行われるよう、基準財政需要額と基準財政収入額の算定を通じ、移譲に係る標準的な経費の全額を税源移譲及び普通交付税（臨時財政対策債を含む。）により措置。

（指定都市算定額）

教職員給与費に係る 基準財政需要額 A	税源移譲に係る 基準財政収入額 B	算定額 （臨時財政対策債分含む。） A－B
8,810億円	5,616億円	3,194億円

### 4 その他

- ・ トップランナー方式（平成28年度から16業務に導入）について、新たに、青少年教育施設管理及び公立大学運営の2業務を追加。
- ・ 平成の合併により市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえた算定（平成26年度から5年程度の期間をかけて見直し）について、その他の教育費、地域振興費等において、人口密度による需要の割増し等の見直しを実施。



平成29年度 普通交付税交付額

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,116,360	495,618	620,743	619,862	1,409,536	666,100	743,436	742,324
青森	327,518	113,051	214,467	214,209	309,612	130,196	179,415	179,171
岩手	337,290	123,186	214,104	213,838	316,755	142,419	174,336	174,086
宮城	361,310	228,396	132,914	132,629	479,987	319,809	160,178	159,799
秋田	280,051	87,039	193,012	192,791	277,977	105,878	172,100	171,880
山形	278,209	100,744	177,465	177,245	255,353	120,101	135,252	135,051
福島	391,481	210,687	180,794	180,485	408,161	237,172	170,989	170,667
茨城	490,699	318,523	172,176	171,789	467,916	325,124	142,792	142,423
栃木	341,433	221,563	119,870	119,601	339,120	263,729	75,391	75,144
群馬	342,959	225,840	117,119	116,848	332,569	229,950	102,618	102,356
埼玉	873,227	669,288	203,939	203,250	1,035,205	901,584	133,621	132,804
千葉	775,737	603,403	172,334	171,722	791,230	651,158	140,072	139,448
東京	1,990,854	2,372,239	-	-	403,521	357,436	46,085	45,767
神奈川	925,402	832,499	92,903	92,173	1,424,880	1,355,067	69,812	68,728
新潟	455,364	208,957	246,406	246,047	541,011	294,696	246,315	245,888
富山	243,346	116,186	127,160	126,968	219,018	144,094	74,924	74,752
石川	249,447	126,341	123,106	122,909	243,301	152,777	90,524	90,332
福井	213,012	86,477	126,535	126,367	156,847	100,786	56,061	55,937
山梨	216,953	90,748	126,206	126,035	182,074	98,404	83,669	83,526
長野	412,216	214,334	197,883	197,557	482,399	257,472	224,928	224,547
岐阜	377,669	206,259	171,410	171,112	398,181	257,915	140,266	139,952
静岡	528,398	384,104	144,294	143,877	584,215	491,484	92,732	92,271
愛知	1,006,816	934,938	71,877	71,083	980,471	900,382	80,089	79,315
三重	339,198	201,472	137,725	137,458	301,172	189,264	111,908	111,670
滋賀	263,250	149,446	113,804	113,596	258,624	183,408	75,216	75,012
京都	388,321	222,010	166,310	166,004	515,264	358,935	156,329	155,922
大阪	1,155,156	910,455	244,701	243,789	1,579,867	1,316,001	263,866	262,620
兵庫	814,876	518,186	296,690	296,047	1,047,802	775,048	272,754	271,927
奈良	267,062	112,482	154,580	154,369	254,033	147,275	106,758	106,558
和歌山	252,510	82,135	170,375	170,176	217,258	109,307	107,951	107,780
鳥取	184,067	50,069	133,998	133,853	141,089	60,235	80,855	80,743
島根	242,541	62,338	180,203	180,011	206,551	77,451	129,100	128,937
岡山	331,181	173,712	157,468	157,207	427,102	264,187	162,915	162,578
広島	441,807	273,327	168,480	168,131	571,414	385,181	186,233	185,782
山口	308,472	141,437	167,036	166,793	289,001	168,068	120,933	120,705
徳島	216,816	70,109	146,706	146,535	172,377	89,004	83,373	83,237
香川	210,958	103,201	107,757	107,591	193,639	121,672	71,967	71,814
愛媛	291,576	126,424	165,152	164,922	298,893	163,271	135,622	135,386
高知	231,265	62,326	168,939	168,757	194,301	78,131	116,171	116,017
福岡	701,989	451,549	250,440	249,886	992,805	680,309	312,497	311,713
佐賀	219,211	75,363	143,847	143,674	178,628	91,427	87,200	87,059
長崎	330,062	110,801	219,261	219,001	325,693	141,481	184,212	183,955
熊本	346,187	139,203	206,984	206,711	416,392	205,673	210,718	210,390
大分	275,574	106,812	168,762	168,544	258,386	136,874	121,512	121,309
宮崎	278,061	95,466	182,596	182,377	244,462	118,535	125,927	125,734
鹿児島	404,948	140,011	264,936	264,617	405,467	178,067	227,400	227,080
沖縄	317,256	113,021	204,235	203,985	280,000	152,234	127,766	127,545
合計	21,348,099	13,461,779	8,267,705	8,252,434	21,809,557	14,694,770	7,114,787	7,097,641

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。

2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

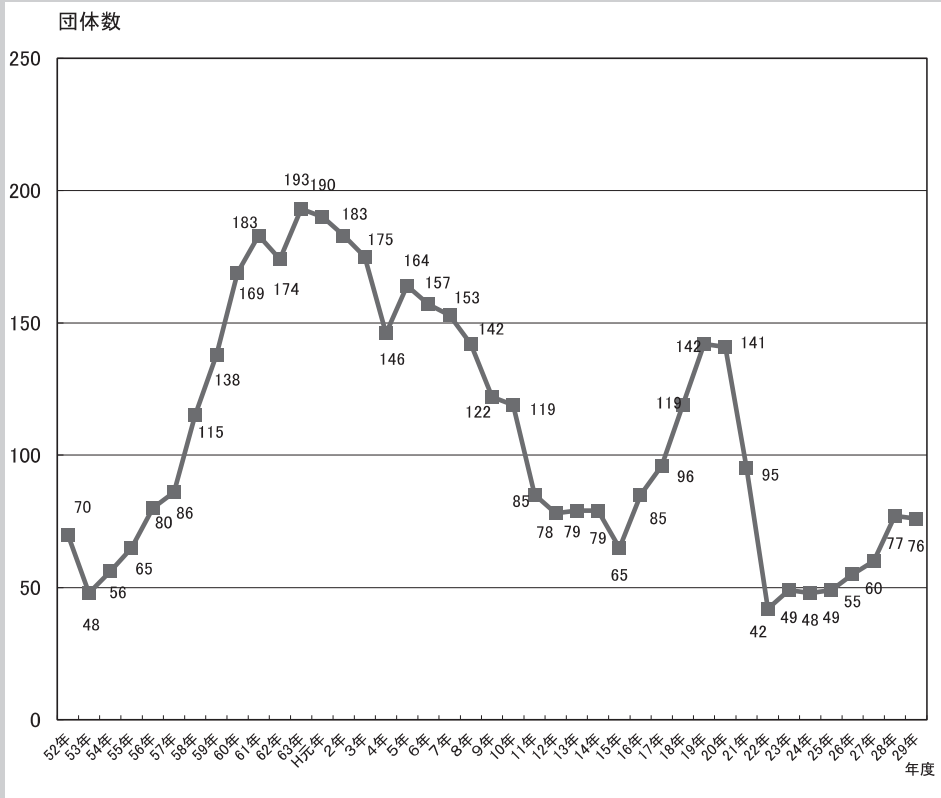
## 平成29年度 不交付団体の状況

### 不交付団体数

区 分	平成29年度	平成28年度	平成27年度
道府県分	1	1	1
市町村分	75	76	59
合 計	76	77	60

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

### 不交付団体数の推移



平成29年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) H28交付団体 →H29不交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
宮城県	女川町	1	女川町
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	つくば市* 神栖市* 東海村	3	
栃木県	芳賀町	1	
群馬県	太田市* 大泉町	2	
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町	4	八潮市
千葉県	市川市 成田市* 市原市 君津市 浦安市 袖ヶ浦市	6	
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町	10	
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 中井町 箱根町	8	
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
福井県	高浜町 おおい町*	2	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	御殿場市 裾野市 湖西市* 御前崎市* 長泉町	5	
愛知県	岡崎市* 碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 日進市 田原市* みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	17	
三重県	四日市市* 川越町	2	
京都府	久御山町	1	
大阪府	摂津市 田尻町	2	摂津市
福岡県	苅田町	1	

市町村合計 75団体 (平成28年度76団体)

3 合計 76団体

- (注) 1 神奈川県川崎市は財源不足団体であるが、調整率を乗じた結果、不交付団体となったものである。
- 2 \*印は、平成29年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。
- 3 平成29年度に不交付団体から交付団体になった団体は、栃木県上三川町、東京都羽村市、静岡県富士市、佐賀県玄海町である。

## 平成29年度 地域の元気創造事業費の算定方法

### 基本的な考え方

- 「地域の元気創造事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、各地方公共団体の行革努力や地域経済活性化の成果を反映
- 平成29年度から3年間かけて、段階的に「行革努力分」の算定から「地域経済活性化分」の算定へ1,000億円シフト

### 平成29年度算定額

	行革努力分	地域経済活性化分	計
道府県分	670億円程度	310億円程度	980億円程度
市町村分	2,000億円程度	920億円程度	2,920億円程度
計	2,670億円程度	1,230億円程度	3,900億円程度
(前年度比増減額)	(△330億円程度)	(+330億円程度)	

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正 I + 経常態容補正 II )

[ 道府県 : 950円 市町村 : 2,530円 ]

《行革努力分》経常態容補正 I = ( 0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1 ) × α

- A : 職員数削減率
- B : ラスパイレス指数 (前年度)
- C : ラスパイレス指数 (直近5か年平均)
- D : 人件費削減率
- E : 人件費を除く経常的経費削減率
- F : 地方債残高削減率
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

各団体の削減率と全国の削減率との差 (ラスパイレス指数については、指数100との差) に応じて割増し又は割落し

(注) 削減率は、全国数値がピーク時であった5年間の平均と直近5年間の平均により算出

《地域経済活性化分》経常態容補正 II =

<道府県> ( 0.1125G + 0.1125H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L  
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O ) × r × β

<市町村> ( 0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125K + 0.1125L  
+ 0.1125M + 0.1125N + 0.1O ) × r × β

- G : 第一次産業産出額 (道府県) ・ 農業産出額 (市町村)
- H : 製造品出荷額
- I : 小売業年間商品販売額
- J : 日本人延べ宿泊者数 ・ 外国人延べ宿泊者数 (道府県)
- K : 若年者就業率
- L : 女性就業率
- M : 従業者数<sup>※</sup>
- N : 事業所数<sup>※</sup>
- O : 一人当たり県民所得 (道府県) ・ 一人当たり地方税収 (市町村)
- r : 条件不利地域の割増率
- β : 算定額を総額に合わせつけるための率

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し

( ※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村) )

(資料) 同上

## 平成29年度 人口減少等特別対策事業費の算定方法

**基本的な考え方**

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・平成29年度から3年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフト

**平成29年度算定額**

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,560億円程度	440億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,110億円程度	890億円程度	4,000億円程度
計	4,670億円程度	1,330億円程度	6,000億円程度
(前年度比増減額)	(△330億円程度)	(+330億円程度)	

**算定方法**

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ )  
 [ 道府県 : 1,700円 市町村 : 3,400円 ]

《取組の必要度》  
 経常態容補正Ⅰ =  $(0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$

A : 人口増減率 / 全国平均 (注)  
 B : 全国平均 / 転入者人口比率  
 C : 転出者人口比率 / 全国平均  
 D : 全国平均 / 年少者人口比率  
 E : 自然増減率 / 全国平均 (注)  
 F : 全国平均 / 若年者就業率  
 G : 全国平均 / 女性就業率  
 H : 1 / 有効求人倍率  
 I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高  
 α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

《取組の成果》  
 経常態容補正Ⅱ =  $(0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times r \times \beta$

J : 人口増減率<sup>※</sup>  
 K : 転入者人口比率  
 L : 転出者人口比率  
 M : 年少者人口比率<sup>※</sup>  
 N : 出生率  
 O : 若年者就業率  
 P : 女性就業率  
 r : 条件不利地域の割増率  
 β : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注) 例え、人口増減率については、H14~16の人口増減率の平均値とH26~28の人口増減率の平均値の差を改善度合としている

全国と比較して改善度合が大きい団体の需要額を割増し (注)

[ ※は、指定都市・中核市、都市、町村ごとに改善度合を比較 (市町村) ]

## 平成29年度 地域経済・雇用対策費

### 算定経費

海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など、住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう措置。

### 算定額

1, 300億円程度	道府県分	570億円程度
	市町村分	730億円程度

### 算定方法

#### 《道府県分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times (\text{※})$$

(450円)

- A : 1人当たり第一次産業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 1 / 有効求人倍率
- E : 全国平均 / 人口密度
- F : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を570億円程度とするための率

#### 《市町村分》

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times \{ (0.2A + 0.1B + 0.2C + 0.2D + 0.2E + 0.1) \times 1.5 - 0.5 \} \times (\text{※})$$

(420円)

- A : 1人当たり農業産出額 / 全国平均
- B : 1人当たり製造品出荷額 / 全国平均
- C : 全国平均 / 自主財源比率
- D : 全国平均 / 人口密度
- E : 高齢者人口比率 / 全国平均
- ※ : 算定額を730億円程度とするための率

平成29年度単位費用に関する調

1 道府県分

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区	分	平成29年度 単位費用 (A)	平成28年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100	
一	警 察 費	警察職員数	8,366,000	8,403,000	-37,000	-0.4
二	1 道路橋りょう費	道路の面積	141,000	146,000	-5,000	-3.4
		道路の延長	2,007,000	1,972,000	35,000	1.8
土 木 費	2 河 川 費	河川の延長	181,000	175,000	6,000	3.4
	3 港 湾 費	港 係留施設の延長	28,200	28,100	100	0.4
		湾 外郭施設の延長	6,180	6,300	-120	-1.9
		漁 係留施設の延長	10,500	10,700	-200	-1.9
	港 外郭施設の延長	5,980	6,040	-60	-1.0	
4 その他の土木費	人 口	1,390	1,420	-30	-2.1	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	教 職 員 数	6,262,000	6,210,000	52,000	0.8
	2 中 学 校 費	教 職 員 数	6,323,000	6,253,000	70,000	1.1
	3 高 等 学 校 費	教 職 員 数	6,512,000	6,599,000	-87,000	-1.3
		生 徒 数	55,100	56,600	-1,500	-2.7
	4 特別支援学校費	教 職 員 数	6,194,000	6,102,000	92,000	1.5
		学 級 数	2,028,000	2,074,000	-46,000	-2.2
	5 その他の教育費	人 口	2,200	2,110	90	4.3
	公立大学等学生数	212,000	212,000	0	0.0	
	私立学校等生徒数	286,000	282,700	3,300	1.2	
四 厚 生 労 働 費	1 生活保護費	町村部人口	9,330	9,310	20	0.2
	2 社会福祉費	人 口	15,100	14,100	1,000	7.1
	3 衛生費	人 口	14,700	14,800	-100	-0.7
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	48,300	53,500	-5,200	-9.7
		75歳以上人口	93,700	103,000	-9,300	-9.0
5 労働費	人 口	447	461	-14	-3.0	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農 家 数	110,000	113,000	-3,000	-2.7
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積	5,010	5,000	10	0.2
		公有林野の面積	15,300	15,200	100	0.7
	3 水産行政費	水 産 業 者 数	335,000	335,000	0	0.0
4 商工行政費	人 口	1,980	2,010	-30	-1.5	
六 総 務 費	1 徴 税 費	世 帯 数	5,930	6,020	-90	-1.5
	2 恩 給 費	恩給受給権者数	1,067,000	1,079,000	-12,000	-1.1
	3 地 域 振 興 費	人 口	607	636	-29	-4.6
七	地域経済・雇用対策費	人 口	450	790	-340	-43.0
八	地域の元気創造事業費	人 口	950	950	0	0.0
九	人口減少等特別対策事業費	人 口	1,700	1,700	0	0.0
十	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区	分	平成29年度 単位費用 (A)	平成28年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100
	人 口	9,800	10,390	-590	-5.7
	面 積	1,219,000	1,234,000	-15,000	-1.2

(資料) 同上

2 市 町 村 分

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分	平成29年度 単 位 費 用 (A)	平成28年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100		
一 消 防 費	人 口	11,300	11,300	0	0.0	
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	73,500	75,200	-1,700	-2.3
		道路の延長	193,000	193,000	0	0.0
	2 港 湾 費	港 係留施設の延長	27,100	26,600	500	1.9
		湾 外郭施設の延長	6,180	6,300	-120	-1.9
		漁 係留施設の延長	10,500	10,700	-200	-1.9
		港 外郭施設の延長	4,360	4,400	-40	-0.9
3 都市計画費	都市計画区域における人口	988	957	31	3.2	
4 公 園 費	人 口	530	531	-1	-0.2	
		都市公園の面積	36,300	36,300	0	0.0
	5 下 水 道 費	人 口	94	94	0	0.0
6 その他の土木費	人 口	1,700	1,680	20	1.2	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	児 童 数	43,200	43,100	100	0.2
		学 級 数	850,000	828,000	22,000	2.7
		学 校 数	9,079,000	9,181,000	-102,000	-1.1
	2 中 学 校 費	生 徒 数	40,700	40,400	300	0.7
		学 級 数	1,042,000	1,010,000	32,000	3.2
		学 校 数	8,594,000	8,778,000	-184,000	-2.1
	3 高 等 学 校 費	教 職 員 数	6,563,000	6,668,000	-105,000	-1.6
		生 徒 数	69,600	70,300	-700	-1.0
4 その他の教育費	人 口	5,140	5,090	50	1.0	
		幼稚園等の小学校就学前子どもの数	369,000	360,000	9,000	2.5
四 厚 生 費	1 生活保護費	市 部 人 口	9,520	9,520	0	0.0
	2 社会福祉費	人 口	22,300	21,100	1,200	5.7
	3 保健衛生費	人 口	7,780	7,820	-40	-0.5
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	63,800	70,900	-7,100	-10.0
		75歳以上人口	82,200	90,600	-8,400	-9.3
5 清 掃 費	人 口	5,080	5,070	10	0.2	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農 家 数	83,400	81,500	1,900	2.3
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	291,000	269,000	22,000	8.2
	3 商工行政費	人 口	1,240	1,280	-40	-3.1
六 総 務 費	1 徴 税 費	世 帯 数	4,380	4,530	-150	-3.3
		戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数	1,170	1,190	-20
	3 地 域 振 興 費	世 帯 数	2,090	2,160	-70	-3.2
		人 口	1,820	1,910	-90	-4.7
	面 積	1,038,000	1,043,000	-5,000	-0.5	
七 地 域 経 済 ・ 雇 用 対 策 費	人 口	420	740	-320	-43.2	
八 地 域 の 元 気 創 造 事 業 費	人 口	2,530	2,530	0	0.0	
九 人 口 減 少 等 特 別 対 策 事 業 費	人 口	3,400	3,400	0	0.0	
十 公 債 費	「公債費の内訳」参照					

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	平成29年度 単 位 費 用 (A)	平成28年度 単 位 費 用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100
人 口	18,380	19,080	-700	-3.7
面 積	2,426,000	2,437,000	-11,000	-0.5



(参考) 公債費の内訳

1 道府県分

(単位:円、%)

区	分	平成29年度 単位費用 (A)	平成28年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100	
1	災害復旧費	950	950	0	0.0	
2	補正予算債償還費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
		平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	55	55	0	0.0
3	地方税減収補填債償還費	24	24	0	0.0	
4	臨時財政特例債償還費	29	31	-2	-6.5	
5	財源対策債償還費	22	22	0	0.0	
6	減税補填債償還費	62	63	-1	-1.6	
7	臨時税収補填債償還費	19	19	0	0.0	
8	臨時財政対策債償還費	63	64	-1	-1.6	
9	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	103	103	0	0.0	
10	地域改善対策特定事業債等償還費	800	800	0	0.0	
11	公害防止事業債償還費	500	500	0	0.0	
12	石油コンビナート等債償還費	500	500	0	0.0	
13	地震対策緊急整備事業債償還費	500	500	0	0.0	
14	被災者生活再建債償還費	800	800	0	0.0	
15	原子力発電施設等立地地域振興債償還費	700	700	0	0.0	

2 市町村分

(単位:円、%)

区	分	平成29年度 単位費用 (A)	平成28年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸び率 (C)/(B)×100	
1	災害復旧費	950	950	0	0.0	
2	辺地対策事業債償還費	800	800	0	0.0	
3	補正予算債償還費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0
		平成11年度以降同意(許可)債に係るもの	54	54	0	0.0
4	地方税減収補填債償還費	24	24	0	0.0	
5	臨時財政特例債償還費	29	31	-2	-6.5	
6	財源対策債償還費	22	22	0	0.0	
7	減税補填債償還費	63	64	-1	-1.6	
8	臨時税収補填債償還費	53	53	0	0.0	
9	臨時財政対策債償還費	63	64	-1	-1.6	
10	東日本大震災全国緊急防災施策等債償還費	103	103	0	0.0	
11	地域改善対策特定事業債等償還費	800	800	0	0.0	
12	過疎対策事業債償還費	700	700	0	0.0	
13	公害防止事業債償還費	500	500	0	0.0	
14	石油コンビナート等債償還費	500	500	0	0.0	
15	地震対策緊急整備事業債償還費	500	500	0	0.0	
16	合併特例債償還費	700	700	0	0.0	
17	原子力発電施設等立地地域振興債償還費	700	700	0	0.0	